

安芸太田町過疎地域自立促進計画

(平成28年4月～令和3年3月)

平成28年3月

(平成28年12月一部変更)
(平成29年 3月一部変更)
(平成29年 9月一部変更)
(平成30年 3月一部変更)
(平成30年 6月一部変更)
(令和元年 6月一部変更)
(令和2年 6月一部変更)
(令和3年 3月一部変更)

広島県山県郡安芸太田町

目 次

	頁
<u>1 基本的な事項</u>	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	1
(3) 町行財政の状況	5
(4) 地域の自立促進の基本方針	7
(5) 計画期間	8
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	8
<u>2 産業の振興</u>	9
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	10
(3) 事業計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	15
<u>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</u>	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 事業計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19
<u>4 生活環境の整備</u>	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 事業計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
<u>5 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進</u>	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 事業計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
<u>6 医療の確保</u>	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29

<u>7 教育の振興</u>	3 0
(1) 現況と問題点	3 0
(2) その対策	3 0
(3) 事業計画	3 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 2
<u>8 地域文化の振興等</u>	3 3
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 3
(3) 事業計画	3 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 4
<u>9 集落の整備</u>	3 5
(1) 現況と問題点	3 5
(2) その対策	3 5
(3) 事業計画	3 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 7
<u>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</u>	3 8
(1) 現況と問題点	3 8
(2) その対策	3 8

【一覧表】

事業計画（平成 28～令和 2 年度）　過疎地域自立促進特別事業分 3 9

1 基本的な事項

(1) 町の概況

本町は、広島県の北西に位置し、西は島根県に接している。高速道の整備により、地域の中核都市である広島市から車で約50分、島根県の浜田市から約1時間という地点にあり、山陰・山陽のほぼ中間地点にある。

総面積は341.89km²で、うち森林面積が302.10km²と町土の88.4%を占めている。地勢的な特徴としては、標高が90mから1,346mと1,200m以上の標高差があり、急峻な地形を形成しており、河川沿いにわずかに開けた平地に集落が点在する町である。

本町には、縄文時代の石器・土器が出土した上殿遺跡や、弥生時代の竪穴住居跡が発見された京ノ本遺跡（京ノ本1号遺跡・京ノ本2号遺跡）、順正寺裏山古墳群など、多くの遺跡が発見されており、古くから人々が居住していたと思われる。

近世になると、中国山地の砂鉄と豊富な森林資源を利用した、たら製鉄や紙すき等が盛んに行われていた。特にたら製鉄は、中国山地一帯（広島・島根）が我が国屈指の鉄生産地帯で、本町を中心とした山県鉄は、水運で広島を経由し大阪に運ばれ、全国各地に送り出されていた。

明治時代に入るとたら製鉄の火は消え、労働者が町を離れたため第1次の過疎化が始まった。林業は、山陽鉄道布設工事に伴う枕木の需要、木炭の生産等から繁栄していたが、昭和30年代に入り、燃料革命による木炭生産の衰退、その後の輸入材の増加による木材価格の長期低迷、高度成長期における産業構造の変化とともに衰退し、労働者は都市部へ流出し第2次の過疎化が始まった。

過疎化に歯止めをかけるため、企業誘致、中国縦貫自動車道インターチェンジの誘致、道路の整備、住宅の整備、医療の充実、教育の充実等様々な取組みをしてきたが、どれも過疎化に歯止めをかけるだけの決定打とならないまま、人口の減少傾向は現在も続いている。

町の合併の歴史は、明治4年の廃藩置県実施後に小区制が実施され、明治22年4月1日の市町村制施行時には6か村となった。

その後順次合併が行われ、昭和31年9月1日に合併前の加計町、筒賀村及び戸河内町の3町村になり、町村ごとに独自の施策を行っていたが、近年における地方分権の進展、行財政改革、生活圏の広域化などに対応するため合併協議が進められ、平成16年10月1日に3町村（加計、筒賀、戸河内）が合併し、「安芸太田町」が誕生した。

昭和30年代の昭和の大合併後の町村の取組みは、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法から現在の過疎地域自立促進特別措置法に基づく諸施策の中で、様々な社会資本の整備を行ってきた。

今後も社会資本整備が必要な分野や地域が多くあるため、市場原理に基づく民間資本による整備の促進と並行して、引き続き行政による社会資本の充実は必要不可欠である。

また、合併から11年を経過したこれまでの取組みの実績を生かし、過疎対策の原点に立ち戻り、生産年齢人口の維持及び確保を最優先の課題とし、第二次安芸太田町長期総合計画を核としたまちづくりを推進する中で、「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田～ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち～」をめざす将来像として、町内外に「人と人とのつながり」がひろがるまちづくりを進めていく。

今後の事業推進にあたっては、効率的で実効性の高い政策マネジメントの考え方に基づく行政評価制度を導入し、めざす将来像の実現に向けて、施策評価制度に基づいて適切に管理・推進し、最小のコストで最大の成果をあげることができるよう努力する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口及び産業別の人団は、昭和35年以降減少傾向が続き、特に昭和35年から45年にかけての人口の減少は、林業経営の悪化による転職と、いわゆる高度成長期における都市部への労

働者の流出により大幅な減少率になっている。

昭和 50 年代は、第 1 次オイルショックの影響や都市部の地価の高騰による地元への企業進出があり、1 衍台の人口減少率にとどまり、社会的人口減少に少し歯止めがかかった。

特に昭和 55 年は、中国縦貫自動車道の工事による労働者の転入により、減少率が小さくなっている。このことは、産業別人口の第 2 次産業の比率の増加にも現れている。

その後、温井ダムの建設、企業誘致等により減少率は 1 衍台で推移しているが、15 歳から 29 歳の若年人口の減少率は 10% 台で推移し、大きな課題となっている。この主な要因は、新卒者が就職先を都市部に求めていることに起因している。

昭和 50 年代以降の 0 歳から 14 歳の減少率も 15% と非常に高い上に、平成 17 年には 33.5% と壊滅的な数値となっている。この要因は、15 歳から 29 歳の減少が続き、結婚出産世代が減少し続けたことによるものであると考えられる。こうした数値から、次世代育成や少子化対策を含めた、総合的な若年層の定住促進が急務と言える。

65 歳以上の高齢者は、昭和 35 年以降増え続け、高齢化が顕著に表れている。

産業別人口の動向では、昭和 35 年以降第 1 次産業人口は減少を続け、昭和 50 年には第 3 次産業人口が第 1 次産業人口を逆転した。このことは、そのまま人口の減少に連動し、いわゆる高度成長時代の産業構造の変化に影響を受けている。繁栄していた林業の衰退がそのまま数字に表れた結果となっている。

その後、農業の減反政策による影響等も重なり、第 1 次産業はますます衰退し、高齢者が支える農林業へと変容していった。

このような状況の中、農林水産物の特產品化の取組みは進みつつあるが、年間 500,000 人（平成 25（2013）年度）の入込み観光客に対して、当町の耕地面積及び生産量の少なさに起因する提供可能な特產物等が限られることが課題となっている。

第 2 次産業は、これまで高速道路の建設やダムの建設等により大きな恩恵を受けてきたため、一定の就業人口を保つ要因となっている。しかし、近年の厳しい財政状況の中で、公共事業の見直しや事業費の削減等が余儀なくされている状況を考えると、今後公共事業に依存した地域経済運営は一層困難になることが想定される。

第 3 次産業は、右肩上がりで推移しているように見えるが、昭和 35 年から平成 22 年の 50 年間の推移を見ると就業者人口は約 1,300 人減少している。全体的に就業人口が減少する中で、第 3 次産業の就業者数の減少者数が少ないことは、そのまま就業人口の構成比率に表れ、その構成比率では右肩上がりとなっている。

このような第 3 次産業の傾向は、電力会社などの公共性の高い産業による就業者の確保や住民生活に必要不可欠な小売業、町内の公共交通や観光客需要のある交通関係企業等と推測できる。

表1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,292		人 17,021	% △20.1	人 14,115	% △17.1	人 13,193	% △6.5	人 12,784	% △3.1
0歳～14歳	6,708		4,519	△32.6	3,030	△32.9	2,517	△16.9	2,129	△15.4
15歳～64歳	12,548		10,367	△17.4	8,889	△14.3	8,197	△7.8	7,966	△2.8
うち 15歳～29歳 (a)	4,190		2,887	△31.1	2,255	△21.9	1,983	△11.8	1,711	△13.7
65歳以上 (b)	2,036		2,135	4.9	2,196	2.6	2,479	12.1	2,689	8.5
(a) / 総数 若年者比率	19.7%		17.0%	—	16.0%	—	15.0%	—	13.4%	—
(b) / 総数 高齢者比率	9.6%		12.5%	—	15.6%	—	18.8%	—	21.0%	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,738	% △8.2	人 10,879	% △7.3	人 10,257	% △5.7	人 9,181	% △10.5	人 8,238	% △10.3
0歳～14歳	1,927	△9.5	1,610	△16.5	1,357	△15.7	1,056	△22.2	845	△20.0
15歳～64歳	7,036	△9.5	6,211	△11.7	5,506	△11.4	4,516	△18.0	3,881	△14.0
うち 15歳～ 29歳 (a)	1,443	△15.7	1,190	△17.5	1,056	△11.3	918	△13.1	690	△24.8
65歳以上 (b)	2,775	3.2	3,058	10.2	3,394	11.0	3,609	6.3	3,512	△2.7
(a) / 総数 若年者比率	12.3%	—	10.9%	—	10.3%	—	10.0%	—	8.4%	—
(b) / 総数 高齢者比率	23.6%	—	28.1%	—	33.1%	—	39.3%	—	42.6%	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	人 7,255	% △11.9
0歳～14歳	645	△23.7
15歳～64歳	3,322	△14.4
うち 15歳～ 29歳 (a)	536	△22.3
65歳以上 (b)	3,288	△6.4
(a) / 総数 若年者比率	7.4%	—
(b) / 総数 高齢者比率	45.3%	—

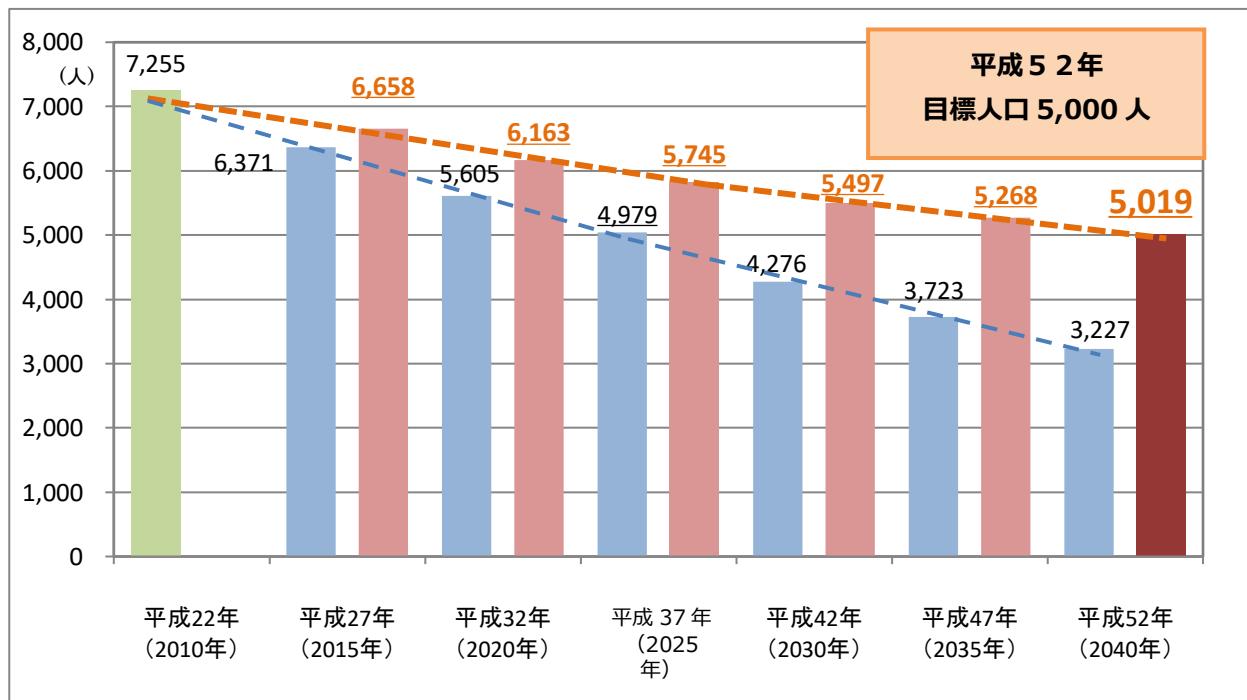
表1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 9,596	—	人 8,662	—	△9.7%	人 7,735	—%	△10.7%
男	4,481	46.7%	4,035	46.6%	△10.0%	3,605	46.6%	△10.7%
女	5,115	53.3%	4,627	53.4%	△9.5%	4,130	53.4%	△10.7%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 6,986	—	△9.7%	人 6,872	—	△1.6%	
男 (外国人住民除く)	3,257	46.6%	△9.7%	3,197	46.5%	△1.8%	
女 (外国人住民除く)	3,729	53.4%	△9.7%	3,675	53.5%	△1.4%	
参考	男 (外国人住民)	4	20%	—	5	21.7%	25%
	女 (外国人住民)	16	80%	—	18	78.3%	12.5%

表1-1(3) 人口の見通し

■安芸太田町人口の見通し及び目標人口 (安芸太田町人口ビジョンより)



■ 国勢調査人口 ■ 国立社会保障・人口問題研究所推計値
■ 目標人口

資料：総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「将来人口予測」

表1－1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減比	実数	増減比	実数	増減比	実数	増減比
総 数	11,275 人	9,054 人	△19.7%	8,306 人	△8.3%	7,455 人	△10.2%	7,546 人	1.2%
第一次産業 就業人口比率	55.0%	45.7%	—	43.8%	—	32.8%	—	23.4%	—
第二次産業 就業人口比率	14.8%	18.0%	—	22.1%	—	29.9%	—	35.4%	—
第三次産業 就業人口比率	30.2%	36.3%	—	34.1%	—	37.1%	—	41.2%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,818 人	△9.6%	5,700 人	△16.4%	5,388 人	△5.5%	4,406 人	△18.2%
第一次産業 就業人口比率	27.0%	—	17.7%	—	16.7%	—	14.8%	—
第二次産業 就業人口比率	29.7%	—	33.4%	—	31.6%	—	27.9%	—
第三次産業 就業人口比率	43.3%	—	48.9%	—	51.7%	—	57.3%	—

区分	平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,823 人	△13.2%	3,223 人	△ 15.7%
第一次産業 就業人口比率	15.2%	—	12.3%	—
第二次産業 就業人口比率	23.5%	—	23.2%	—
第三次産業 就業人口比率	61.3%	—	64.1%	—

(3) 町行財政の状況

少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、住民のライフスタイルの変化、都市部への社会資本のより一層の集積などに伴い、行政に求められるサービスは多様化・高度化しており、適正な職員の配置によりサービス水準の維持・向上、都市部との社会資本格差の是正を図る必要がある。

また、人口減少に伴う税収入等の減少やここ数年の学校建設等の大規模公共事業の実施により、財政状況が今後さらに厳しくなることが予想されるため、選択と集中による計画的な事業の執行、公共施設等の効率的な利活用、広域的な視点からの調整などによる歳出の抑制と、新たな企業誘致による雇用創出やふるさと納税の推進による歳入の確保を図ることにより、財政基盤の安定を図る。

表1－2 (1) 市町村財政の状況（地方財政状況調）

(単位：千円・%)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	10,161,892	9,949,660	8,551,087	8,544,182
一般財源	6,466,552	6,471,713	6,040,464	5,873,553
国庫支出金	322,536	473,723	783,648	417,121
都道府県支出金	1,098,963	883,070	699,221	1,023,410
地方債	1,233,900	2,077,200	798,661	1,012,089
うち過疎債	691,000	255,100	264,200	612,100
その他の	1,039,941	43,954	229,093	218,009
歳出総額 B	9,856,677	9,660,812	8,176,871	8,132,905
義務的経費	3,667,281	3,252,872	3,065,711	2,824,420
投資的経費	2,775,392	1,832,101	1,170,237	1,157,193
うち普通建設事業	2,465,006	1,398,415	1,069,676	1,089,205
その他の	3,414,004	4,575,839	3,940,923	4,151,292
過疎対策事業費	1,033,113	1,408,237	570,705	1,613,609
歳入歳出差引額 C(A-B)	305,215	288,848	374,216	411,277
翌年度へ繰り越すべき財源 D	102,997	86,329	13,227	42,477
実質収支 C-D	202,218	202,519	360,989	368,800
財政力指數	0.172	0.228	0.234	0.203
公債費負担比率	24.5	21.2	18.0	16.8
実質公債費比率	—	18.0	16.3	12.1
起債制限比率	12.9	11.4	4.0	1.2
経常収支比率	86.7	99.9	83.1	85.6
将来負担比率	—	—	140.9	87.8
地方債現在高	11,257,923	11,888,076	10,469,510	9,808,886

表1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調）

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市町村道						
改良率(%)	11.3	35.3	51.0	56.8	71.8	72.6
舗装率(%)	14.4	78.4	85.9	92.9	92.5	92.8
農道						
延長(m)	—	—	—	—	19,209	19,209
耕地1ha当たり農道延長(m)	41.5	32.1	28.0	21.9	32.7	32.7
林道						
延長(m)	—	—	—	—	194,602	194,602
林野1ha当たり林道延長(m)	4.8	6.6	13.6	16.2	6.5	6.5
水道普及率(%)	61.7	79.2	76.9	75.9	72.9	74.2
水洗化率(%)	—	4.3	9.4	38.6	69.6	76.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	7.4	10.7	16.2	23.5	27.4	27.4

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町は、西中国山地や太田川など豊かな自然に恵まれ、神楽や田楽など個性ある歴史文化を有している。安芸太田町の資源である「豊かな自然」と「人情」を強みに、本町の将来像「**豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田 ～ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち～**」の実現をめざし、自立促進の基本方針を次のように設定する。

① 定住・人口対策 ~自然環境と人間環境の調和のとれたまち~

安芸太田町の豊かな自然環境を活用した農業、林業、水産業や観光サービス業において、地域内で生産されたものが地域内で流通し、モノ、カネが地域内を循環し、生産、消費、投資の経済活動を地域内で活性化させることにより、U・Iターン者の呼び込みと人口流出を抑制し、人口構造の適正化及び定住を促進する。

さらに、定住施策展開の拠点として「あきおおた暮らし・定住支援センター（仮称）」の設立を目指す。

② 子育て・教育・次世代育成 ~出産から成人までのライフステージをつなげるまち~

出産から成人までのライフステージをつなぎ支えていくまちづくりを目指し、さらなる子育て支援の充実に向け、今後住民ニーズを反映させた計画の策定事業の充実を図る。

子どもたちの学力向上、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、教職員の資質・指導力向上、人権・道徳教育の充実、体験活動等を推進する。

また、人と地域のつながりが実感できる生涯学習の充実を図るため、機能向上と人材育成の取組みを進め、いきいきとした人づくりと生涯学習のまちづくりを推進する。

③ 健康・医療・福祉 ~体と心がちょうどいい幸せを感じるまち~

安芸太田町「健康のまち宣言（平成26年10月）」に基づき、関係機関と連携した健康づくりグループの育成や活動支援、地域住民の健康気運の醸成等各種施策をきめ細かに進め、地域、学校、行政が一体となって健康のまちづくりを進める。

また、医療の広域連携等により、高度医療や緊急医療等に関する連携体制を確立し、安定した医療を持続して提供できる体制づくりを進める。さらに、障がい者（児）、高齢者が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組むとともに、保健・医療・福祉・介護の連携強化による「地域包括ケアシステム」を確立し、住み慣れた地域で、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりに取り組む。

④ 社会基盤・防災・防犯 ~みんなで支えあう安心なまち~

住民生活と地域経済の主な交流先である広島市を中心に便利な交通道路網を良好に維持していく。

加えて、社会基盤を開発志向から活性化志向へ転換し、安全で利用しやすく良好な状態での管理に力を入れた取組みを推進する。

地域の防災力を維持するためには、自助・共助・公助を基本とする全町的な取組みが不可欠である。そのために、住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、災害発生時に適切な判断ができるよう自主防災組織の育成を推進するとともに、防災備蓄品の充実及び地域防災力の中核である消防団の充実・強化を図る施策を展開する。

また、地域の防犯体制の強化にむけ、山県防犯連合会等関係機関との連携を図り、犯罪を未然に防止する取組みを進める。

⑤ 生活利便性・環境 ~ゆるやかにつながっているやさしいまち~

各地域で高齢化が進展するなか、公共交通や道路網について、身近な利便性を確保する取組

みを推進する。

「あなたく（デマンド型交通）」のさらなる充実等、複数の公共交通機関を組み合わせた公共交通網の整備を通じて、利用促進策の実施等に取り組み、周辺地域においても利用しやすい公共交通体系の確立に努める。

また、本町の豊かな自然環境を良好な状態に保全していくために、住民・事業者・行政が一体となったごみの減量化や資源の有効利用等、環境保全に配慮した循環型社会の構築に取り組み、ひいては衛生的な生活環境と豊かな自然環境を保つ地域社会の実現を目指す。

さらに、環境面については、当町の基本である「山と川」の環境保全に向けた新たな取り組みを実施するため、国・県と連携した取り組みを行うとともに、町独自の環境政策を展開する。

⑥ 産業・雇用 ~やりたいことをカタチにしてつなぎあうまち~

農業基盤の充実と農業所得の向上をめざし、豊かな地域資源を生かした特徴ある農林水産業振興、多様な担い手の育成、6次産業化による新たな特產品開発等による地域活力の向上に取り組む。また、人（都市と町）、もの（豊かな資源や特產品）、お金がつなぎ合い次世代につながるまちづくりを推進する。

豊かな地域資源を生かしたヘルツツーリズムや体験型観光を柱として、来訪者の増加、リピーターの獲得による町の活性化を図る。

特產品開発や体験型観光については、「ふるさと納税」制度を積極的に活用し、生産者や事業者の意欲向上に繋げる施策を展開していく。

また、産業振興、雇用創出等の産業施策展開の拠点として「あきおおた産業活動支援センター（仮称）」の設立を目指す。

⑦ コミュニティ ~あなたの力が必要です Hot（ホット）な心が通いあうまち~

自助・共助・公助の考え方を基本とし、自治振興組織、ボランティア団体、NPO法人などと行政がともに手をたずさえるまちづくりを推進する。

開かれたコミュニティ意識を醸成し、地域住民と地域外の人が力を合わせてまちづくりに取り組むために必要な体制や仕組みの整備を図る。

また、行政情報やまちづくり情報の公開・提供など、住民との信頼関係を高めていくうえで基盤となる情報共有のため、ICTを活用した情報提供手段のアプリケーション開発に取り組むとともに、まちづくりの目標や取組みの成果について、住民との協議・検討や意識のすり合わせを図る。

さらに、健全な行財政運営を図るため、第2次安芸太田町行財政改革大綱に基づき、積極的に行財政改革を進め、財政の安定化と効率的な行政運営を実現し、信頼される行政を目指す。

これらの基本方針を基底に据えつつ、町が抱える課題を関係者が共有・連携し、将来のまちづくりに向け、安芸太田町未来戦略会議提言施策、第2次長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を着実に実施することにより、安芸太田町の生き残りをかけて、地域活性化に取り組むこととする。

(5) 計画期間

本計画の実施期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

平成 27 (2015) 年度の総農家数は 870 戸、高齢化率は 88.8% に達している。農地面積は 331ha であり、1 戸当たりの耕地面積は 0.38ha と小さく、ほ場整備率は、水田 25%、畑 1% と未整備地が多く生産性が低いため、経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の「自給的農家」が 575 戸で約 7 割を占めるなど、小規模零細な経営体が多い状況にある。

また、経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の「販売農家」のうち専業農家は 112 戸で 4 割程度と少ない。合わせて、農家戸数の減少、高齢化、鳥獣被害の増加に伴う生産意欲の減退により耕作放棄地が増加している。

そのため、本町の地域特性、資源を生かした持続性の高い農業の振興、高齢者、女性、定年帰農者も含めた多様な担い手の育成、良好な農業生産基盤の確保と保全、6 次産業化による新たな特産品開発等が必要となっている。

イ 林業

本町の森林面積は 30,210ha (国有林 2,104ha、民有林 28,106ha) と町面積の約 9 割を山林が占めている。民有林のうち人工林の面積は 13,952ha と森林の約 46.1% を人工林が占めている。

また、平成 27 (2015) 年度の林家数は 939 戸となっているが保有面積が 1 ~ 10ha 未満の林家が 749 戸と約 8 割を占めるなど、小規模の林家が多い上、林道、作業道等の整備が不十分で効率的な生産ができないこともあり、人工林の手入れが不足している状況にある。

森林の持つ水源涵養、災害防止、環境保全機能の維持のためにも山の保全が重要になっているが、国産木材の市場価格は長期的な低迷状態にあり、林業経営は大変厳しい状況が続いていることから、施業の低コスト化と後継者育成が課題となっている。

そのため、森林所有者及び消費者の森林保全・林業振興への関心や理解を高め、森林資源の活用促進を図るとともに、集約的な施業、木材生産の効率化に向けた条件整備を行う等生産量の増大と生産性の向上に向けた取組みを行う必要がある。

ウ 商工業

製造業は、製造品出荷額等は平成 26 (2014) 年で 5,052 百万円であり、平成 25 (2013) 年の 4,854 百万円を上回った。

また、従業員 4 人以上の事業所数は 14 事業所、従業者数は 236 人となっており、今後は、スマートビジネスの創設や I C T を活用したサテライトオフィスの誘致等を含め、新たな企業誘致を行うなど、一層の雇用機会拡充と質的な向上の促進を図る必要がある。

平成 24 (2012) 年の商業年間商品販売額は 5,402 百万円となっているが、商店街の空き店舗増加や活力の低下が進んでおり、中心市街地の活性化に向けた思い切った施策展開が必要である。また、人口減少に伴い町内客数が減少しており、町内のみでは売上の増加が見込めないことから、事業者は町外への積極的な営業を行う必要がある一方、飲食業では、観光客の取込み不足などの課題を抱えており、総合的な商業振興が大きな課題となっている。

今後は、創業・事業継承の支援による事業所数の確保、定住対策の推進による人口の確保、インターネット等を活用した情報発信による町外からの集客力向上等の商業振興を一体的に促進することが求められている。

エ 観 光

平成 26 (2014) 年度の年間観光入込客数は 560,828 人となっており、平成 25 (2013) 年度の

505,190人から増加している。

観光産業は、三段峡などの伝統的な観光地を中心に展開されてきたが、近年、こうした観光地型旅行に加え、新たにヘルスツーリズムに取組み、森林セラピー基地を平成25(2013)年5月25日にグランドオープンするとともに、人情田舎体験として民泊、安芸太田町の自然を活用したアウトドア体験、農業林業体験、味覚体験、伝統・文化・ものづくり等体験等の着地型観光メニューを用意し、教育旅行の受入れ等も活発化している。

しかしながら、平成26(2014)年度の推定観光消費額は1,972円/人と平成25(2013)年度の2,115円/人からやや減少しており、特産品や飲食メニューの開発など観光消費額の増加につながる取組みが求められている。

また、観光産業は、交流機会を通じて地域外からの消費行動を促進する効果があることから、農業、地域商業及びサービス業等の異業種との領域横断的な取組みを進めることで、新たな経済効果を生み出すことが期待できる。

オ 新事業開発・起業支援

食の地域資源を生かした商品の付加価値創出については、近年、特産の祇園坊柿を生かした商品が国際的な品評会で金賞を受賞するなど、質の高い新商品開発やブランド化に取り組まれている。

こうした取組みを力強く推進するとともに、設備投資や需要拡大、生産能力向上といった経済効果が期待できる起業創業への支援の充実や事業意欲の高い人材を誘致する取組みが重要になっており、「あきおおた産業活動支援センター(仮称)」の早期設置と組織拡充が重要となっている。

(2) その対策

ア 農商工連携

- ・あきおおた産業活動支援センター(仮称)を早期に設置し、産業人材の確保・育成及び企業誘致や新たな起業を支援するとともに、農林水産業においては、地産地消のコーディネート機能の強化を図る。
- ・町内産の農林水産物を給食、観光施設等町内の大口需要者へ供給する仕組みづくりを行い、地産地消の促進を図る。
- ・本町の農業農村資源の多様な活用を図り、人情田舎体験による交流の魅力づくりを進める。
- ・販売力の高い農畜品の栽培推進や新たな商品開発・販路拡大に取組み、農林水産業者や販売業者の所得向上を目指す。ひとつの手段として、「ふるさと納税」制度の活用を図る。
- ・地域資源を活用したコミュニティビジネス事業の起業を支援し、担い手の育成を図る。
- ・ＩＣＴを活用した、「都市部情報通信企業のサテライトオフィス」誘致を目指す。

イ 農業

- ・農地を健全に維持するために、農地だけでなく、水路や道路の維持・改良に取り組む。
- ・生産者意欲のさらなる低下を招かぬよう、捕獲だけでなく総合的な鳥獣被害対策支援を行う。
- ・適正な農薬使用による減農薬栽培を含めた「環境経済」導入を目指し、栽培履歴管理を進める。
- ・野菜の栽培講習や栽培手引きを配布することで、町内農産物の信頼性向上に努める。
- ・生産性向上のための農地整備等の支援、作業地の団地化に向けた調整・あっせんの支援による農作業受託組織(農業生産法人等)の育成を図る。
- ・集落協定による農地の維持・集約や遊休農地の有効活用を進める。
- ・新規就農者、認定農業者、農業生産法人、集落農業法人等の農業経営体を主体とした担い手の

育成を進める。

- ・小規模農家に対し、産直市を販路とする少量多品目生産を行う女性・高齢者等農業の担い手の育成と支援を行う。
- ・新規就農者を確保するため、農業研修等を広域連携により実施する。
- ・あきおおた産業活動支援センター(仮称)を設置し、祇園坊柿をはじめとした、少量・高品質の本町産農畜産物のブランド化に取り組む。
- ・畜産関係団体の支援を行い、畜産農家の経営力向上を図る。

ウ 林業

- ・間伐材、林地残材の搬出利活用を促進し、森林資源を良好な状態に保全する取組みを進める。
- ・森林・林業体験活動を支援し、森林・林業に対する理解促進を進める。
- ・人工林健全化、放置林バッファゾーンの整備等、地域が行う森林資源保全活動の支援や松くい虫、なら枯れの防除を実施し、森林・里山景観を守る取組みを進める。
- ・森林経営計画の策定・実施のために、高性能林業機械の導入や林内路網の整備を行い、森林施業の効率化と基盤整備を進める。
- ・木材の高品質化に取り組み、森林組合と連携した販路拡大を進める。
- ・森林サイクルの実現を図るため、主伐、再造林の計画的な実施と関係事業体の連携促進を進める。
- ・森林のもつ「環境への貢献」を再認識し、森林資源を活用した環境施策を展開する。

エ 水産業

- ・漁業協同組合の活動を支援し、計画的な漁獲量の確保に取り組む。
- ・水産品の販路開拓支援とブランド化に取り組む。
- ・岡山理科大学の「好適環境水」事業との連携を強化し、新たな水産業の可能性を探る。
- ・山と海をつなぐ重要な資源としての「川の役割」を再認識し、川の環境改善施策を展開する。

オ 商工業

- ・町内消費の拡大と都市部等との「商い」の活性化を図るため、空き店舗を有効活用した商業人材の誘致等による魅力ある商業づくりを進めるとともに、中心市街地の活性化施策を展開する。
- ・商工会との連携等により、町内での起業を支援する体制の充実を図り、起業家育成の機会を創出する。
- ・あきおおた産業活動支援センター（仮称）の設置等産学官連携を軸に新製品の開発と既存製品のブランド化、販路開拓等を支援する体制を構築し、事業者の売上高の向上を目指す。
- ・商工会の機能強化により、事業者の経営革新活動を促進する。
- ・町内の伝統技術の継承支援、観光事業者の育成等を行い産業人材の確保・育成と後継者の事支援を進める。
- ・企業誘致活動を強化するとともに町内産業の振興による雇用機会の拡充を図る。
- ・ＩＣＴを活用した、「都市部情報通信企業のサテライトオフィス」誘致を目指す。

カ 観光

- ・森林セラピー事業と教育旅行事業（人情田舎体験事業）を柱とする、安芸太田町の豊かな地域資源を活用したヘルスツーリズムを推進する。
- ・メディアへの情報発信、ホームページの充実、ＳＮＳの積極的な活用等により観光プロモーション活動を進め、観光地としての本町の認知度向上を図る。さらに、外国人観光客を確保するため、無料公衆無線LAN環境（Wi-Fi スポット）の整備を進める。
- ・観光施設の有効活用や利用促進を図るための旅行商品の開発を進める。

- ・観光の魅力づくりと観光人材の育成を図る。
- ・観光事業による収益の確保・向上を図る仕組みづくりを進める。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			
	[林 業]			
	町有林保育	60ha	安芸太田町	
	民有林造林・保育補助	540ha	安芸太田町	
	森林整備活動支援事業交付金	2,836ha	安芸太田町	
	林業専用道 鷹ノ巣線延長	L=2,600m	安芸太田町	
	林業専用道 高果線からの支線新規開設	L=1,900m	安芸太田町	
	林業専用道 松原線延長	L=3,300m	安芸太田町	
	林業専用道 松原北線延長	L=1,100m	安芸太田町	
	林業専用道 五輪線延長	L=3,300m	安芸太田町	
	林業専用道 小々崎線延長	L=2,700m	安芸太田町	
	高性能林業機械の導入[更新]	高性能林業機械の導入[更新]	安芸太田町	
	(4) 地場産業の振興			
	[加工施設]			
	祇園坊柿乾燥機購入	チョコちゃん等の需要増加に対応するため乾燥機導入による生産量増加を図る	安芸太田町	
	[流通販売施設]			
	戸河内 IC周辺販売施設整備	戸河内 IC周辺 (チャレンジショッピングモール整備)	安芸太田町	
	(7) 商業			
	[そ の 他]			
	中心市街地整備	太田川交流館かけはし周辺整備	安芸太田町	
	(8) 観光又はレクリエーション			
	三段峡正面口整備	街路整備及びビジターセンター等	安芸太田町	

温井自然生態公園整備事業	園内整備他	安芸太田町	
来夢とごうち施設整備	建て替え	安芸太田町	
筒賀交流の森施設整備	施設改良（トイレ等）	安芸太田町	
観光施設等整備事業	いこいの村ひろしま施設改修	安芸太田町	
観光施設トイレ整備事業	観光施設トイレの整備・改修	安芸太田町	
(9) 過疎地域自立促進特別事業			
固定資産税相当助成、施設整備、新規雇用奨励金（企業誘致促進条例関係）	企業誘致の促進 町内雇用促進（支援策：固定資産に関する奨励金、新規雇用者に関する奨励金、設備取得に関する奨励金、土地取得に関する奨励金）	安芸太田町	
がんばるビジネス応援補助金事業	がんばるビジネス応援補助金により、町内での起業を商工会との連携などにより支援する体制の充実を図り、起業家育成の機会を創出する	安芸太田町	
新規就農者、認定農業者等の機械・施設導入支援	初期投資が課題となる新規就農者等設備導入を支援する	安芸太田町	
就農研修に対する支援（ひろしま活力農業研修）	広島市と連携して行う新規就農者育成のための研修	安芸太田町	
新規就農者に対する経営支援【青年就農給付金】	国制度を活用し経営が不安定な新規就農者を支援する	安芸太田町	
祇園坊柿生産支援対策事業	祇園坊柿生産支援対策	安芸太田町	
祇園坊柿植栽更新苗木助成	祇園坊柿の新植・更新の際の苗木購入補助を行い、素材生産増加を図る	安芸太田町	
新たな特産品開発支援（6次産業化支援事業）	町产品の付加価値化（6次産業化）を図る	安芸太田町	
祇園坊柿衛生管理支援（地方創生関連事業）	祇園坊柿加工品の生産衛生管理の向上について支援する	安芸太田町	
新たな特産品の開発支援事業	祇園坊柿高付加価値化や特産品開発支援	安芸太田町	
祇園坊柿買取補助金	祇園坊柿加工品の生産量拡大・素材確保を図るために買取補助を行う	安芸太田町	
地域商社あきおおた設立・運営事業	地域の資源を生かした「都市部等との商い」活性化のための支援体制をつくり、仕事づくりをサポートする	安芸太田町	
野生鳥獣被害防止対策と獣肉活用	有害鳥獣被害防止施設補助、食肉加工施設運営費	安芸太田町	
有害鳥獣対策補助	野生鳥獣による農林水産被害を防止するための設備に対して支援	安芸太田町	
バッファゾーンの整備（有害鳥獣対策）	有害鳥獣被害防止のための生活環境整備事業	安芸太田町	
農地の機能維持に向けた取組み支援【転換水田】	水田の乾田化による農作業の省力化・転作作物導入を支援する	安芸太田町	

水田の機能維持支援 【畦畔改良整備事業】	水田の湛水機能及び省力化を支援する	安芸太田町	
営農団体育成事業	営農団体育成支援	安芸太田町	
担い手に対する農地集積支援【担い手 遊休農地有効活用対策事業】	担い手の農地集積による大規模・効率的農業経営を支援する	安芸太田町	
営農に必要な農業施設・機械等の整備支援（耐雪ハウス補助）	初期投資が課題となる新規就農者等設備導入を支援する	安芸太田町	
生産指導全般に対する支援【営農指導員補助金】	JAの行う営農指導員設置事業を支援する	団体	
家畜診療所運営支援（家畜共済事業補助等）	家畜共済事業補助	安芸太田町	
林地残材の搬出による利活用促進	林地残材搬出奨励金	安芸太田町	
ペレットストーブ等設置補助	ペレットストーブ・薪ストーブの普及促進	安芸太田町	
木質バイオマス（公共施設設置）	公共施設のペレットストーブ設置	安芸太田町	
町内産材・製品(家具・木工製品)の活用促進、PR	町内産材利用促進事業	安芸太田町	
木材高品質化	町内産材利用促進のための木のプレゼント事業	安芸太田町	
公共施設での間伐材製品・建築材の利活用	地域産木材の利用拡大	安芸太田町	
ひろしまの森づくり事業(松くい虫被害跡地整理)	松くい虫被害木処理事業	安芸太田町	
ひろしまの森づくり事業	里山林整備事業、環境貢献林整備事業	安芸太田町	
松くい虫、なら枯れの防除による保全	薬剤散布による病害虫防除事業	安芸太田町	
流域森林整備事業	新植、下刈、枝打ち、除伐、間伐などの造林事業費の1割補助	安芸太田町	
町有林の整備	再造林、搬出間伐	安芸太田町	
漁協の生産活動支援	町内漁協の生産活動(放流事業)支援	安芸太田町	
生産量の確保【漁協養殖施設改修補助】	町内漁協の新たな取組への支援	安芸太田町	
新たな水産業の掘り起し	岡山理科大学との連携事業	安芸太田町	
養殖種苗費補助事業	遊休農地対策及び新たな特産品としてホンモロコ養殖を支援する	安芸太田町	
商工業振興支援補助事業	プレミアム付き商品券発行事業	安芸太田町	
安芸太田町商工会の経営活動に対する支援	町内商工会員への経営指導	安芸太田町	
商工会事業者事業資金に対する利子補給事業	安芸太田町商工会小規模事業者への利子補給制度	安芸太田町	
観光パンフレットの印刷	町の魅力を十分に配信し、観光客等の来訪意欲を向上させる内容とする	安芸太田町	

メディア、旅行代理店への情報発信	当町の戦略素材（観光・特産品・文化など）をターゲット市場に対し、売り込みを掛ける	安芸太田町	
冬季観光誘客の取り込み	冬季の観光客を誘致するために広島県北部地域で広域的に取り組む事業	安芸太田町	
観光イベントの支援	各種イベントによる観光宣伝事業を行うことで、地域の魅力を発信・周知し、県内外からの入込客の増加と地域活性化に努める	安芸太田町	
観光情報発信ツール整備	Wi-Fi 運用保守費	安芸太田町	
安芸太田町観光協会補助	安芸太田町観光協会が、町に「注目」「外貨」「知恵」を集める活動を積極的に行うための補助事業	安芸太田町	
安芸太田町観光ビジョンの策定	当町の中長期的な観光指針を作成する	安芸太田町	
森林セラピー事業の推進	森林セラピーを核にした健康に寄与する事業を町・事業者・近隣市町と連携して行う	安芸太田町	
教育旅行事業（人情田舎体験事業）の推進	生徒には、「心の教育効果」を住民には「地域の魅力の再発見による誇りの再生」を町には「経済活動を通じた地域活性化」という成果を享受できる「三方良し」の事業として取り組む	安芸太田町	
観光プロモーション実行委員会	官民一体となり「安芸太田町ブランド」を広く情報発信し、町の認知度・イメージの向上を図り、もって地域経済の振興と地域の活性化を目的に取り組む	安芸太田町	
無料職業紹介事業による雇用情報の提供、相談	雇用情報の収集や就職支援セミナーの開催。雇用情報の提供。	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「1産業の振興」）	安芸太田町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

13 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町には、高速道路をはじめとして主要幹線となる国道・県道が縦横に走っている。

また、生活道路である町道は概ね「道路網」として充足しつつある。さらに、農林道は産業の形態に合わせて整備されている。

しかし、国道・県道・町道の一部は、狭隘であったり、急こう配であったり、危険箇所を抱えていたりと、今後も改良の必要性がある。また、中心都市である広島市との道路インフラは高速道路を除き、災害時等は脆弱である。特に県道の改良・整備は喫緊の課題である。

また、農林道についても産業振興策のインフラとして確実な整備が必要である。

イ 交通

町内各地域で高齢化が進展するなか、高齢者や交通弱者の移動手段の維持、確保がますます大きな課題となっており、複数の施策を組み合わせた、公共交通施策の展開が急務である。

さらに、公共交通の利用のための住民への「啓発・教育」も重要な視点である。

ウ 情報化の推進

平成 26（2014）年度で、町内全域に高速ブロードバンド環境の整備が終了し、情報化に向けての基本的なハード整備は終了した。現状のインターネット加入率は約 25% となっている。

今後は、インターネットの加入促進を進めるとともに、住民への行政情報発信のためのシステム構築、パソコン教室の開催等の住民研修の実施等のソフト事業の拡充が必要である。

また、町内部において IT 人材の育成を行っていく必要があるとともに、外部人材の積極的な活用も図っていく必要がある。

エ 地域間交流

平成 27（2015）年実施の国勢調査速報値における本町の人口は 6,460 人で、平成 22（2010）年の 7,255 人から 10.9% 減と減少率は前回国勢調査を下回ったものの、大幅な減少となっている。また、平成 27（2015）年 10 月 1 日現在の住民基本台帳における高齢化率は 47.6% と高い数値となっている。

人口は、暮らしを支える地域経済やコミュニティの維持に大きく影響するものであり、定住人口の確保による人口減少の抑制が重要かつ緊急の課題である。

豊かな自然環境やその中から培われてきた文化を継承し、次世代へ循環させるために、自然環境を最大限に活用し、「ヒト、モノ、カネ」を地域で循環させる仕組みづくりが必要である。

本町からの転出者は年間 200 人以上で、その約半数を 15～34 歳の若年層が占めている等多くの町出身者が町外で暮らしている。安芸太田町の人口減少が続くなかで、町外で暮らす町出身者や安芸太田ファン等、外部との連携を深めるための効果的な情報発信と連携を強めるための仕組みづくりが求められている。

(2) その対策

- ・高速道路とのアクセス環境や周辺環境の機能向上を図る。
- ・国・県道の改良・整備を促進し、地域間の幹線道路を適正に保全する。特に国道の強靭化と国道をカバーする県道の強靭化を図る取り組みを強化する。
- ・町内各地域を結ぶ国・県道や町道の改良・整備を進め、生活に密着した道路網の利便性を高める。

- ・歩道の整備や除雪体制の確保、道路・橋梁等への老朽化対策を実施する。
- ・農道や林道の維持・整備により生産基盤を整備する。
- ・将来にわたって持続可能な公共交通体系の計画策定を行うとともに、多様な移動手段確保のための事業者の支援を行い、交通手段の利便性の向上を図る。
- ・近隣市町や路線バス会社との連携等により、住民の生活利便性の維持・確保や観光客の来訪促進のための便利で快適な公共交通環境の維持を図るとともに、住民啓発・教育の推進等によりバス利用を促進し、安心して住み続けることができるよう移動手段の確保を図る。
- ・住民誰もが情報通信基盤を利用できるよう行政情報システムを構築し、光回線への加入率の向上を図る。
- ・情報通信基盤を活用した住民向け行政情報の発信の充実や、主として高齢者を対象とした活用講座の開催等活用促進に取り組み、情報通信基盤の有効活用を図る。
- ・住民のICTへの関心向上と利活用を図るため、外部人材の活用を図る。
- ・本町への定住意欲を持つ層に定住検討に必要な情報をわかりやすく伝えるためのホームページの充実、SNSの積極的活用やパンフレットの作成を行うとともに、定住促進イベント等への参加等積極的な広報活動に取り組む。
- ・あきおおた暮らし・定住支援センター(仮称)の設置等、定住促進を図る機能とコーディネート人材を確保し、相談調整機能を強化する。
- ・都市部地域での地域づくり参画講座の開催、お試し暮らし体験プログラムの開発等、本町に興味・関心を持つ人材の発掘や居住体験機会の提供等を行う。
- ・田舎暮らしマニュアルの作成、町外者を受け入れる風土づくり等移住者が居住し続けやすい環境づくりを目指す。
- ・地域おこし協力隊等外部支援人材を各分野で積極的に活用し、地域課題解決や活性化に取り組む。
- ・ふるさと納税制度等を活用し、町外在住の本町ファンづくりを進め、ネットワーク化を図るなど、地域外人材との交流を進める。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進	(1) 市町村道			
	[道路]			
	木坂鶴渡瀬線	道路改良 L=1,150m W=5m	安芸太田町	
	津浪巡回線	道路舗装 L=3,000m W=5m	安芸太田町	
	本郷梶之木支線	道路舗装 L=2,000m W=4m	安芸太田町	
	出口横山線	道路舗装 L=2,000m W=5m 道路改良(法面) L=200m	安芸太田町	
	畠ヶ谷線	道路舗装 L=1,000m W=7m	安芸太田町	
	打梨那須線	道路舗装 L=1,000m W=4m	安芸太田町	
	加計田の原線	道路舗装 L=1,000m W=3.5m	安芸太田町	

梅の木線	道路舗装 L=3,000m W=5m	安芸太田町	
猪山小学校線	道路舗装 L=2,000m W=4m	安芸太田町	
箕角中央線	道路舗装 L=2,000m W=4m	安芸太田町	
坂根線	道路舗装 L=1,000m W=4m	安芸太田町	
坪野2号線	道路舗装 L=1,000m W=3.5m	安芸太田町	
本郷坂原線	道路舗装 L=3,000m W=5m	安芸太田町	
船場来見線	道路改良(トネル) L=204m W=5.0m	安芸太田町	
天神原箕角線	道路改良(トネル) L=235m W=3.5m 道路防災 L=20m	安芸太田町	
水梨線	道路改良(トネル) L=35m W=4.0m 道路改良(法面) L=100m	安芸太田町	
三谷龍頭線	道路改良(法面) L=100m	安芸太田町	
堀下線	道路改良 L=200m W=4.0m	安芸太田町	
上殿線	道路舗装 L=3,000m W=7.0m	安芸太田町	
坪野1号線	道路舗装 L=460m W=4.0m	安芸太田町	
神田町巴町線	道路舗装 L=756m W=5.0m	安芸太田町	
天上山線	法面改良 L=300m	安芸太田町	
上殿線	道路改良 L=1,253m W=3.1m	安芸太田町	
本郷梶之木支線	道路改良 L=2,289m W=6m	安芸太田町	
打梨那須線	道路改良 L=1,369m W=5.5m	安芸太田町	
産業振興用の道路整備	道路整備事業	安芸太田町	
[橋りょう]			
橋梁補修	危険橋梁の補修(掛替)や橋梁塗装全般	安芸太田町	
(3) 林道			
梶ノ木線	林道改良 L=300m W=4m	安芸太田町	
大筍線	舗装工事 L=1,800m W=4m	安芸太田町	
三谷塩明線	舗装工事 L=1,500m W=5m	安芸太田町	
林業専用道 上田吹西平線	開設 L=2,880m W=3.5m	安芸太田町	

横川西平線	道路改良 L=522m W= 4.0m	安芸太田町	
大朝鹿野線	林道改良 L=480m W=7m	安芸太田町	
(6) 電気通信施設等情報化のための施設			
[その他の情報化のための施設]			
光ブロードバンド通信環境の整備	IRUによる光サービス提供や独自利用の基盤となる光回線を町内全域の幹線部分に整備する	安芸太田町	
行政情報提供システムの構築	行政情報を発信するためのシステム	安芸太田町	
(9) 道路整備機械等			
道路整備機械等整備事業	道路整備機械（除雪機）等の整備	安芸太田町	
(11)過疎地域自立促進特別事業			
太田川清流塾運営支援	太田川清流塾運営支援	安芸太田町	
アンジュビオレ広島を通じた横川地区との地域連携強化事業	横川商店街との連携による町のPRとアンテナショップの開設	安芸太田町	
地域交通運行事業（デマンドタクシー『あなたく』の運行）	デマンド型乗合タクシーの運行	安芸太田町	
多様な移動手段確保のための事業者支援	ボランティア輸送など、多様な主体による多様な移動手段確保を応援	安芸太田町	
路線バス運行支援	4条路線バス（広電バス）の運行補助	安芸太田町	
町内バス路線運行支援	代替バス（町内バス）の運行補助	安芸太田町	
観光客、町外者の幹線バス便利用促進	利用促進策の検討（地域公共交通網形成計画案の策定）	安芸太田町	
安芸太田病院交通アクセス向上調査・設計業務	安芸太田病院周辺バス停の新設及び再配置の検討	安芸太田町	
町出身者のネットワーク化	安芸太田町ファンクラブ設立過程で首都圏・関西圏の町出身者組織の設立	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「2交通通信体系の整備及び～」）	安芸太田町	
(12)その他			
EV充電器の普及推進及び配備	町内観光拠点施設への急速充電器の整備 現在2か所 → 4か所へ	安芸太田町	
町道設備整備事業	町道周辺設備の整備	安芸太田町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、安芸太田町公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 住環境

本町においては、過疎化や高齢化の進展、家族形態の変化やU・Iターンニーズへの対応等により、住宅ニーズが多様化している。

公営住宅の戸数はほぼ充足しているが、多くの住宅が老朽化し更新の時期を迎えている。

また、民間における一般の賃貸住宅の供給数が絶対的に不足しており、移住・定住希望者だけでなく、町内に在住する若者世代を含め、新たな住宅施策が必要である。

本町の恵まれた自然環境、地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、各種の公共空間整備において、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和の取れた魅力づくりを進めていくことが求められる。

イ 上水道・排水処理

本町の水道施設は、安全で良質な水を安定的に供給しているが、多くの施設が老朽化している。

平成28(2016)年度に町内水道の事業単位を一本化し、新たな給水人口・区域を設定する。それに合わせて計画的な給水施設の更新を行う必要がある。

本町の排水処理は、特定環境保全公共下水道・農業集落排水下水道による集合処理と、個人が設置している個別処理（合併浄化槽）により行われている。集合処理においては施設の老朽化が進んでおり、計画的な施設更新が必要である。

ウ 環境衛生

本町の一般廃棄物の処理については、現在、一部事務組合である山県郡西部衛生組合により適正に処理されている。

しかし、施設の老朽化等の理由により、平成28(2016)年度末を目途に解散する方針が示されている。そのため、本町の一般廃棄物の処理が将来にわたり適正に実施されるよう今後の方向性について早急に決定する必要がある。

また、ごみの分別、ごみの資源化の促進等によるごみの減量化や省エネルギーへの取組み、再生可能エネルギーの活用等、地球環境に配慮した取組みは今後一層推進していく必要がある。

林道等の人目に付きにくい場所への不法投棄は後を絶たない状況から、関係団体と連携した防止・監視活動が必要である。

エ 消防・防災

安芸太田町の防災・減災対策は、地域防災計画に基づいて運用している。

今後は、危険箇所の周知や、より安全な避難場所の確保のほか避難行動要支援者名簿の更新等ソフト面での避難体制の整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域の砂防、治山施設の整備や太田川浸水想定区域の護岸改修等のハード面の更なる整備を行っていく必要がある。

安芸太田町は、山間地域にあって危険渓流や急傾斜地も多く、避難対策や孤立対策が不可欠であることから、自主防災組織の結成支援や備蓄倉庫の整備等を行っている。

今後は、地域人口や消防団員の減少傾向を踏まえ、消防団がより機動的に活動するための装備の充実及び新入団員の確保が大きな課題である。さらに、各家庭、地域、消防団、町等が連携する実践的な避難訓練等を実施して防災意識を醸成するほか、自主防災組織や消防団等の地域の防災力維持が求められる。

(2) その対策

- ・定住促進用の民間資本を活用した住宅整備や住宅取得・改修支援を行うとともに、空き家バンク

制度による住宅情報の発信、供給体制の充実等を図る。

- ・町内居住希望者への住宅情報の提供を充実するとともに、住宅改修支援、町営住宅の更新、既存施設を有効活用した住居の提供等安心して快適に生活できる住環境を確保する。
- ・憩いの場としての広場等、住民生活に潤いを与える公共空間を確保・提供するとともに、屋外広告物の適正化等による景観保全を図り、住民の暮らしの快適性を高める。
- ・地域の歴史性や自然環境との調和のとれた景観をつくる。
- ・ペットの適正飼養、終生飼養を啓発し、人と動物が共生する社会の実現を図るとともに、地域の環境衛生の保持に努める。
- ・簡易水道施設を適正に維持管理し、安心できる安全な水道水を安定的に供給する。
- ・町水道未普及地域の水道施設の維持管理を支援する。
- ・下水道施設を適正に維持管理し、衛生的で快適な生活環境づくりと自然環境の保全に努める。
- ・合併処理浄化槽の設置の支援と適正な維持管理を推進し、衛生的で快適な生活環境づくりと自然環境の保全に努める。
- ・ごみ発生排出量の抑制、ごみの分別推進に取り組む。また、リサイクルに対する意識醸成を図り、リサイクルやアップサイクルによる再資源化を推進する。
- ・一般廃棄物（ごみ、し尿（浄化槽汚泥を含む））の適正な処理を推進する。
- ・温室効果ガス総排出量の削減や木質資源の活用による地球温暖化対策を進める。
- ・都市部との協力も含め、当町の山と川の環境への貢献を再認識した、環境政策を実施する。
- ・住民の環境保全に関する意識醸成を図る。
- ・砂防施設や治山施設の整備、河川の護岸改修等自然災害の被害を減少させるための防災・減災事業を進める。
- ・消防団拠点施設の整備等により、自然災害発生時の減災と災害に強い安心できる社会基盤の確立を図る。
- ・自主防災組織の結成を促進するとともに、防災拠点施設整備や防災マップの作成、町防災計画に沿った避難行動要支援者対策を推進し、自主的な防災活動を強化する。
- ・消防団装備の充実強化等とともに、広島市消防との連携と体制の強化を図り、地域に密着したきめ細やかな防災活動を進める。

（3）事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	[簡易水道]			
	簡易水道施設大規模改修事業	簡易水道施設大規模改修	安芸太田町	
	(2) 下水処理施設			
	[公共下水道]			
	下水道施設大規模改修事業	下水道施設大規模改修	安芸太田町	
	[その他]			

浄化槽設置整備事業	浄化槽設置整備	安芸太田町	
(3) 廃棄物処理施設			
[その他]			
廃棄物処理施設整備	整備事業費	安芸太田町	
(4) 火葬場			
火葬炉部品取換整備	火葬場運営を安定的に行うため、火葬炉、その他関連機器の修繕を計画的に実施する。（火葬炉、その他関連機器の修繕、部品取替え）	安芸太田町	
火葬場施設整備	火葬場の改修等	安芸太田町	
(5) 消防施設			
消防団の装備の充実強化 (小型動力ポンプ積載車)	消防団の装備の充実強化による防災力の向上	安芸太田町	
防火水槽設置	火災対策として消防力の強化を図る	安芸太田町	
消防施設整備	消防団屯所整備、防災備蓄庫	安芸太田町	
広島市消防関連備品等負担金	安芸太田町は広島市に消防事務委託しており、広島市で導入している備品等の更新が必要となった場合、それに要する負担金を支払う。	広島市消防局	
(6) 公営住宅			
老朽化した公営住宅の更新	解体除却工事	安芸太田町	
住宅維持管理事業	公営住宅維持管理	安芸太田町	
公営住宅新築	10戸	安芸太田町	
(7) 過疎地域自立促進特別事業			
住宅改修工事に対する費用助成	住宅改修助成。自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事をする者に助成金（工事費の10%・最大10万円）を交付する。見込まれる事業効果は、地域経済の活性及び町民の住環境向上。	安芸太田町	
生活用水取水施設整備事業	水道未普及地域における取水施設整備に対する補助を行い、当該地域に安定した生活用水を供給する。（水道未普及地域の住民、水道組合への補助）	安芸太田町	

法定検査手数料等維持経費補助	合併浄化槽の法定検査費用を町が負担する。公共下水との格差是正を目的とする。	安芸太田町	
浄化槽維持管理費補助事業	浄化槽維持管理費補助	安芸太田町	
非常備消防(消防団) 運営事業	消防団の充実強化	安芸太田町	
より安全な避難場所の確保・防災拠点施設（備蓄品含む）の整備	災害時に備えた、備蓄倉庫整備と防災備蓄品の計画的整備	安芸太田町	
自主防災組織育成支援	自主防災組織の組織率向上のため、設立支援補助を行う	安芸太田町	
消防団員活性化事業	新規消防団員増員のための活性化事業の展開	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「3 生活環境の整備」）	安芸太田町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

平成 27（2015）年実施の国勢調査速報値における本町の人口は 6,460 人で、平成 22（2010）年の 7,255 人から 10.9%と減少率は前回国勢調査を下回ったものの、大幅な減少となっており、高齢化率は 45.3%と県内で最も高い数値となっている。

本町の健康寿命・平均寿命は、男性では健康寿命が 81.35 歳、平均寿命は 83.36 歳（ともに県内 1 位）、女性では健康寿命が 83.81 歳（県内 8 位）、平均寿命は 88.0 歳（県内 4 位）となっている。（介護保険情報からの算出）

高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの要援護高齢者も増加している。

高齢化の進行やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病の増加等医療への需要が増大しており、適切な医療サービスを提供するとともに、自らの健康づくり、疾病の予防・早期発見・重症化予防を促す仕組みづくりが重要である。

高齢者福祉においては、生きがいづくり支援・介護予防を進めるとともに、地域の見守りや在宅での生活支援の取り組みの充実、医療・介護・福祉等の連携による「地域包括ケアシステム」の推進が求められている。

要介護（要支援）認定者数は 850 人程度で推移しているが、要介護度別にみると要介護（要支援）認定者全体において、要介護 1 の占める割合が増加傾向にある。

高齢化の進展などを背景に、障がい者の生活支援、就労支援、社会参画機会の拡充に関するニーズが高まっており、障がい者のライフステージに応じたきめ細かな支援が求められている。

一方、近年増加している各分野における虐待（DV、児童、高齢者、障がい者）を防止するためには、関係機関・団体が情報の共有及び連携強化に努めるとともに、安芸太田町虐待防止ネットワーク会議を開催して、被害者の迅速かつ適切な保護及び支援を行うことが求められている。

現状の過疎化が進む状況では、今後も少子高齢化は一層厳しくなることが予想され、地域の福祉活動の担い手の不足が懸念されている。これらの解消の手段として、地域住民総ぐるみで「地域支えあい活動」を展開し、協働による地域福祉の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 保健

- ・生涯現役で元気で過ごすため、心と体の健康づくりと生きがいづくりを支援する。
- ・介護予防サービスの適切な提供により、要介護状態に移行することを防止するとともに、より積極的に日常生活の自立に向けた取組みを行えるようにサービス環境の充実に努める。
- ・広島県内でトップの健康寿命（男性 81.35 歳）のさらなる延伸をめざし、生活習慣病やがんの予防、健康づくりに関する知識の啓発を行い、重症化を予防する。
- ・特定健康診査及びがん検診、人間ドックの受診率を高める取組みを進めていく。
- ・安心して子育てできるよう育児相談の体制を整備するとともに、きめ細やかな乳幼児健康診査等を実施し、子どもの健康づくりの支援に取り組む。
- ・歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長や糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防、高齢者の介護予防など全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、各世代に応じた総合的な歯と口腔の健康づくりを進めていく。
- ・保健・医療・福祉・介護人材確保のため、研修センターの整備を行う。

イ 高齢者福祉

- ・医療から福祉・介護との連携体制強化を目指し、地域包括ケア体制の構築に取り組む。
- ・介護サービスの充実を図り、高齢者が安心して利用できるようサービスの質的向上に取り組

む。

- ・見守り協定の拡充、安定した食提供サービス・移動手段の確保支援等高齢者や認知症高齢者が在宅で生活できるよう、関係機関や地域とともに生活支援に取り組む。
- ・高齢者が生きがいを感じながら、地域でいきいきと生活できる活動を支援する。
- ・地域の支えあい等により認知症等の高齢者が安心して生活できる地域をつくっていく。
- ・医療・福祉サービスを効果的につなぎ、途切れることのない連携体制の充実を図る。
- ・関係機関職員や学生を対象とした研修機会を拡充し、医療、福祉人材の確保・育成を図る。
- ・医療、介護、福祉に従事者の受入体制の整備を行っていく。

ウ 障がい者福祉

- ・障がい者（児）が自立できるよう地域社会の環境づくりと制度に基づく支援を進める。
- ・障がい者が地域で自立した生活を送ることができ、活躍の機会を得ることができるよう就労支援を進める。

エ 地域福祉

- ・災害発生時に要配慮者に対する確実な避難誘導を行うため、要支援者リストの整備を行うとともに、避難訓練等を実施する。
- ・地域に福祉の輪を広げる地域や住民団体等の活動を促進・支援する。

（3）事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	(1) 高齢者福祉施設			
	[その他]			
	グループホーム等整備	ユニバーサルリビング改修事業 (スプリンクラー設置)	安芸太田町	
	サービス付高齢者住宅の整備検討	サービス付高齢者住宅等の整備についての検討	安芸太田町	
	高齢者向け集合住宅の整備検討	高齢者向け集合住宅の整備についての検討	安芸太田町	
	生涯活躍のまち地域拠点整備支援事 業	住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域の形成に向けて、高齢者をメインとし、あらゆる年代層、障がいの有無に関わらず誰もが、日常的に集うことができる生活サポート機能を有する拠点を整備する。	民間団体等	
	(3) 児童福祉施設			
	[保育所]			
	保育所等施設整備の検討	老朽化施設を改修し、就学前児童の教育、保育施設の充実を図る	安芸太田町	
	(4) 認定こども園			
	認定こども園施設環境整備事業	施設環境整備	安芸太田町	

(8) 過疎地域自立促進特別事業			
公共交通機関の利用が困難な高齢者・重度身体障がい者に対する輸送支援	重度・重複障がい児特別支援学校高等部登下校支援事業	安芸太田町	
移送支援事業	移送支援事業（社協委託事業）	安芸太田町	
介護予防支援事業	介護予防支援事業所の運営と平成30年度から町実施となる介護予防事業全般	安芸太田町	
包括的支援事業	包括支援センターによる権利擁護、認知症支援、介護予防ケアマネジメント事業	安芸太田町	
在宅福祉事業（あんしん電話）	緊急通報装置（あんしん電話）の設置促進	安芸太田町	
町社会福祉協議会育成事業	町社会福祉協議会職員の人事費補助	安芸太田町	
ボランティアの育成（さんさんネット）	さんさんネット事業（社協助成事業）	安芸太田町	
介護人材確保・育成支援事業	町内の介護人材の確保・育成を目的に、資格取得や研修に対しその費用を助成する。	安芸太田町	
高齢者のタクシー利用助成（高齢者移動活発化補助）	65歳以上の高齢者（あなたく等エリア外）の移動活発化支援	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「4 高齢者等の保健及び～」）	安芸太田町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、町の施設として病床数 149 床を備える安芸太田病院(救急サブセンター)と、地域に密着した医療を提供する安芸太田戸河内診療所を設置している。併せて、民間医院が町内に複数開業しているが、開業医の高齢化が大きな課題となっている。

現在、地域医療においては、全国的な医療人材の不足や偏在が深刻化している。本町においても、将来にわたって住民ニーズを踏まえた医療サービスを提供していくためには、病院や診療所、医院の機能に応じた役割分担と連携強化、保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケアシステムの充実等が大きな課題となっている。

また、急速な高齢化の進展により、在宅医療・療養へのニーズが高まるとともにその充実が求められている。

このため、在宅医療を含め医療機能を提供する機関等の連携体制の構築を図るため、医療・福祉従事者の多職種連携を強化し、地域格差の少ない医療体制の実現を目指していく。

さらに、将来を見据えた医師・看護師を中心とした医療人材の確保に取り組み、安定した医療を持続して提供できる体制づくりを行う。これまで他市町の医療機関で診療を行っていた町内患者を確保する等、町立病院事業の安定経営確立に取り組む。

(2) その対策

- ・安心して町内で医療を受けることのできる体制づくりを進める。
- ・高度急性期医療機関(安佐市民病院)等との連携を強化し、広域医療体制の充実を図る。
- ・医師等の医療従事者等の居住環境等を整備し、安定的な医療人材の確保を図る。
- ・在宅医療を提供する医師を含めた医療福祉従事者の多職種協働の推進により、在宅医療の充実を図る。
- ・広島市内の高度急性期医療機関等との間で、診療情報を円滑に連携する仕組みを構築し、高度

医療や専門医療が受診できる広域的な医療連携を進める。

- ・医師、看護師を中心とした医療技術者確保のため、医療奨学金制度を継続する。
- ・医師、看護師を中心とした医療技術者確保のため、研修センターの整備を行う。

(3) 事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確 保	(1) 診療施設			
	[病院]			
	医療従事者の働きやすい環境整備 太陽光パネル設置	太陽光パネルの設置・災害対策用	安芸太田町	
	[巡回診療車]			
	在宅医療の実施にかかる拠点・支援 体制の拡充訪問車の整備	訪問車の整備・在宅医療の充実	安芸太田町	
	[その他]			
	がんの医療体制による機器整備 電子内視鏡の整備	電子内視鏡の整備・がん医療充実	安芸太田町	

医療機器の整備	医療機器の更新・各種検査等	安芸太田町	
入院棟空調等整備改修	安芸太田病院入院棟の空調等各設備の更新および改修	安芸太田町	
透析機器更新	透析医療機器導入・現機器更新	安芸太田町	
C T 更新	C T 更新・現機器更新	安芸太田町	
吸引ポンプ設置	吸引ポンプ更新・現機器更新	安芸太田町	
医療福祉従事者住宅の整備	医療福祉従事者の住宅整備	安芸太田町	
医療・技術者研修センター整備	医療・福祉・介護系技術者等の研修センターを整備	安芸太田町	
医療従事者の住環境整備・看護師寮の修繕	看護師寮の整備・看護師寮の環境整備	安芸太田町	
(3) 過疎地域自立促進特別事業			
町立病院運営費支援	町立病院の安定的な運営に寄与するため、病院事業の運営に要する経費に対し補助金を交付する。（安芸太田病院、安芸太田戸河内診療所）	安芸太田町	
医療従事者の研修充実	医療従事者研修・医療従事者の技術向上のため	安芸太田町	
医療従事者の働きやすい環境整備、ホームページの作成	ホームページの更新・医療従事者確保のため	安芸太田町	
地域医療確保啓発事業	地域医療を守る啓発事業・シンポジウム等実施のため	安芸太田町	
救急勤務医確保事業	救急勤務医確保対策・医師確保による	安芸太田町	
医療スタッフ確保事業	医療従事者確保対策・都市部において募集活動	安芸太田町	
電子カルテ更新事業	電子カルテ更新・電子カルテ更新のため	安芸太田町	
広島県地域保健医療推進機構からの医師派遣	機構への負担金。医師派遣・広島県医師派遣。医師不足による。	安芸太田町	
医療 I C Tによる安佐市民病院との医療体制の強化	I C Tによる医療情報共有・医療情報の提供による医療連携	安芸太田町	
I C Tを活用した地域医療ネットワーク活用	I C Tによる在宅医療情報の共有	安芸太田町	
広域連携による医療体制の強化（産科・小児医）	相談窓口の設置・患者の医療相談設置のため	安芸太田町	
福祉医療教育支援奨学金貸付	医師、看護師人材確保のため、医療奨学金の貸付事業を実施	安芸太田町	
福祉医療教育支援奨学金基金造成	医師、看護師等人材確保のため、医療奨学金の基金造成	安芸太田町	
福祉・医療関係奨励金事業	医師、看護師等人材確保のための奨励金事業	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「5医療の確保」）	安芸太田町	

(4) その他		
ヘリポート整備	救急等緊急時におけるヘリコプターの離着陸地の整備	安芸太田町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

本町の出生数は年間 35 人程度で推移している。

人口減少と少子化が進む中、子育ての不安や負担感を解消するための支援、子育てに伴う経済的負担の軽減、保育サービスの充実など、子育て家庭を支える多様な取組みが求められている。

就学前教育において、町内には認定こども園 2 園、保育所 2 所、幼稚園 1 園があり、幼児教育・保育に大きな役割を果たしており、小中学校との連携等も推進され、教育内容や保育内容の充実に努めている。

学校教育では 現在「安芸太田町教育 21・もみじプラン」に基づき、「地球・世界的規模の視野を持ち、世界や地域社会に貢献できる人づくり」を教育目標と定め、その実現に向けて、学校・家庭・地域の連携や保・幼・小・中・高の連携教育等に取り組んでいる。

しかし、少子化の中で児童・生徒数の急速な減少や教育を取り巻く環境は大きく変化している。特に課題となっている極小規模校の解決や将来的な展望のある教育環境の整備を目的に「安芸太田町学校適正配置基本方針」を策定し、学校統合へ向けた取組みを行っている。

また、町内唯一の県立加計高等学校の存続には、県教育委員会が平成 26（2014）年に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づき、地域や関係団体と連携した活性化策の実施等により、定数の 2／3 の生徒数確保が必要となっている。

加計高等学校の存続は、町の定住人口確保に不可欠であることから、加計高等学校の魅力向上に向けた取組みを実施するとともに、高等学校と地域社会のつながりを強化していくことで、次世代を育む人材づくりを学社連携により進めていくことが必要となっている。

生涯学習分野では、一人ひとりが生涯を通じて心豊かな生活を送ることのできる環境づくりを図るために、生涯学習の推進が必要である。

また、グローバル化の中で、郷土の歴史文化はもとより、海外の異文化、習慣などへの理解を深める機会を拡充することで、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成が求められている。

(2) その対策

ア 就学前教育の充実

- ・認定こども園等の環境整備を行うとともに、質の高い保育サービス・就学前教育を提供し、いきいきとした子どもの成長を促進する。
- ・定住、子育て支援施策の充実のため、老朽化した町内保育所の整備を実施する。
- ・就学前教育を総合的にサポートする相談体制を整備するとともに、認定こども園等の子育て施設の受け入れ体制を整備する。
- ・保育士の人材確保を行う。

イ 学校教育の充実

- ・学力及び心身ともに、いきいきとした子どもの成長を支える学校教育の確立に努める。
- ・「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を基本として、特色ある学校づくりを進める。
- ・安全な環境で安心して学校生活を送ることのできる環境と教育機会を提供する。
- ・学習センターの設置等により学習習慣の定着による学力向上をめざす。
- ・高等教育機関等との連携による学力向上を図る。
- ・県立加計高等学校との連携を強化する。具体的には、公営塾の充実、クラブ活動支援、通学支援、住居支援（生徒寮）等、加計高等学校の魅力向上を図るための支援を行っていく。
- ・大学との連携教育を強化するため、都市部大学の「サテライトキャンパス」の誘致を行う。併

せて「サテライトキャンパス」誘致のため、施設整備を行う。

ウ 生涯学習の充実

- ・年代を問わず多様化、高度化する町民の学習ニーズに対応できるよう、学習機会の拡充、学習環境の整備充実等に努め、町民の自発的、主体的学習活動の推進を図る。
- ・家庭や地域の教育力の向上に向けた取組みを推進するとともに、学校、家庭、地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを進める。
- ・時代の進展・変化に伴い高度化・多様化する町民の学習ニーズに対応するため、蔵書の充実を行うとともに、県内図書館との連携等により迅速かつ的確に必要な資料や情報の収集、提供に努める。
- ・多目的価値の広がりに対応するため、神楽等郷土芸能の保存・振興・伝承や文化財の保存・活用、総合型地域スポーツクラブの設立等を行い、文化、スポーツが持つ人々に元気を与える、地域を活性化させて個性と活力に満ちた地域づくりを推進する。

(3) 事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	[校舎]			
	戸河内小学校校舎改築	木造 2 階建 延べ床面積 : 1,860 m ²	安芸太田町	
	町立中学校施設改修事業	施設改修	安芸太田町	
	[屋内運動場]			
	戸河内小学校体育館改修	木造 2 階建 延べ床面積 : 1,860 m ²	安芸太田町	
	[スクールバス・ボート]			
	スクールバス整備事業	学校の送迎用車両の整備	安芸太田町	
	[その他]			
	学校給食共同調理場配達車整備事業	給食配達車の整備	安芸太田町	
	学校 ICT 設備事業	町内小中学校の ICT 設備整備	安芸太田町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	[体育施設]			
	町民プール改修	施設改修（濾過機、塗装等改修）	安芸太田町	
	[その他]			
	戸河内ふれあいセンター改修	施設改修（屋根等改修）	安芸太田町	

(4) 過疎地域自立促進特別事業			
集会所等整備補助金	集会所等整備事業。安心安全な自治活動を行うために必要な改修等を補助する。	安芸太田町	
児童センター運営事業	放課後及び夏休み等の長期休業中において、児童に生活の場を提供し指導員の保護や支援のもとで、「生活」や「遊び」を通じて児童の心身ともに健全な育成を図るとともに保護者の就労と子育ての両立を支援する	安芸太田町	
加計高校を育てる会 (教育支援事業)	町内唯一の高等学校である県立加計高校の生徒確保のため、魅力と特色のある学校づくりをめざし、「加計高校を育てる会」を通じた、学校に対する総合的な支援事業を行う	安芸太田町	
放課後子ども教室の運営	放課後子ども教室の推進	安芸太田町	
総合型地域スポーツクラブ設立準備	総合型地域スポーツクラブの設立	安芸太田町	
スポーツイベントの開催	スポーツ、レクリエーション活動への参加機会の充実	安芸太田町	
全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会	全国規模大会の継続開催	安芸太田町	
生涯学習推進事業	公民館講座の実施	安芸太田町	
英語教育の充実	外国語指導助手	安芸太田町	
学校 I C T 整備事業	町内小中学校の I C T 環境整備	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「6 教育の振興」）	安芸太田町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、西中国山地や太田川など豊かな自然に恵まれ、神楽や田楽など個性ある歴史文化を有している。これらの豊かな自然環境や地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和のとれたまちづくりを進めていくことが求められている。

地域固有の貴重な歴史文化を生かしたまちづくりは、まちの個性を高めるとともに、住民の地域への誇りを醸成するものである。

このため、伝統芸能や祭りの担い手育成支援、歴史的文化財の保存と活用の促進を図るとともに、郷土学習の充実に努める。

また、歴史文化の継承、保存事業として、広島県名勝「吉水園」等の維持修繕、自動火災報知機や解説看板の設置等を行っている。

このほか、住民の文化活動の支援を行うとともに、将来を担う子どもたちをはじめ、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化の振興を図っていく。

一方、地域の高齢化が進むなかで、継承や伝承が危惧される技術や文化が多く存在しており、これらの技術伝承等の取組みが重要課題となっている。

(2) その対策

- ・文化団体の育成支援・芸術文化行事の開催支援を行う。
- ・神楽等郷土芸能の保存、振興、伝承に取り組んでいく。
- ・伝統芸能や祭りの担い手育成支援、歴史的文化財の保存と活用の促進を図るとともに、郷土学習の充実に努める。
- ・文化財建造物については、計画的・有効的な活用により、文化財としての保存はもとより、観光資源としても活用する。
- ・史跡・遺跡については、保存を図りながら、観光資源化を促進するため、史跡・遺跡の案内看板の設置などにより、観光客や学習者の受け入れ態勢を整える。

(3) 事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	[地域文化振興施設]			
	川・森・文化・交流センター改修	施設改修（空調等改修）	安芸太田町	
	[その他]			
	文化財保護管理事業	文化財の保存、伝承及び活用	安芸太田町	
	県名勝 吉水亭茅葺屋根改修	吉水亭茅葺屋根改修	安芸太田町	
	県天然記念物 筒賀のイチョウ土壌 改良事業	筒賀のイチョウ施肥、根保護、土壌改 良	安芸太田町	
	県史跡 下筒賀の社倉茅葺屋根改修 保存事業	社倉茅葺屋根改修	安芸太田町	
	町指定 堀八幡神社本殿屋根改修保 存事業	本殿屋根改修保存事業	安芸太田町	

(2) 過疎地域自立促進特別事業			
文化財保護活用事業	文化財の保存、伝承及び活用等	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「7 地域文化の振興」）	安芸太田町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、急峻な山々によって分散しており、役場本庁や支所等が所在する中心市街地から車で20～30分かかる集落もある。また、山間部の谷間に位置する集落も多く、こうした地域では人口減少と高齢化が深刻化し、集落組織の弱体化と機能低下により、共同体としての集落の維持が困難になりつつあるところもある。このため、災害や急病等の緊急時に対応できるよう集落間道路の整備・改良が急務といえる。さらに、普段中心市街地にある病院や公共施設へ行くにも公共交通機関を利用しにくい地域もあり、これらの利便性の確保に向けた交通網を整備する必要がある。

また、一方でわざわざ時間をかけて中心市街地まで出向くのではなく、各地域に拠点的機能を備えた基幹集落の整備がこれからの課題といえる。

辺地地域での生活が困難となった高齢者が、子どもが住む都市部に転出している現状を考えると、こうした基幹集落にその機能を持たせることにより、町内在住者が都市部へ流出しない方策を考えていく必要がある。

そのためには、基幹集落を中心とした複数集落による一つの圏域を形成し、圏域全体の機能維持を図り、過疎地域における持続可能な暮らしを維持することが必要となっている。

本町の場合、2つの高速道路ICがあるという恵まれた立地条件を生かし、広島市及び周辺中核都市部へ通勤可能なエリアと位置付け、今後のまちづくりを推進していく必要がある。

(2) その対策

- ・町内各地域を結ぶ国・県道や町道の改良・整備を進め、生活に密着した道路網の利便性を高める。
- ・歩道の整備や除雪体制の確保、道路・橋梁等への老朽化対策の実施により年間を通じて安心して通行できる生活密着道路を良好に維持し、交通事故の減少をめざす。
- ・農道や林道の維持・整備により生産基盤の良好な保全に努める。
- ・あきおおた暮らし・定住支援センター（仮称）を設置し、連携と協働により地域の共通課題の解決に向けて取り組む体制の構築を図る。
- ・地域マスターPLANの実現に向けた住民の活動を支援する。
- ・お試し住宅の整備や効果的な定住情報の発信等、定住に向けた取組みを支援する。
- ・地域の自立的な運営を支える新たなコミュニティのあり方を検討するとともに、多参画による地域づくりを進めるため、誰もが参加しやすい開かれたコミュニティづくりを進める。
- ・地域づくりに住民の声をこれまで以上に反映するため、意見交換機会の拡充やICT活用による身近な住民参画手法の構築を図る。
- ・町ホームページによる空き家情報の提供を図る。
- ・空き家改修費の1／2補助、町内2か所の高速道路ICを活用したETC通行料1／2通勤助成、住宅新築に係る固定資産税の1／2相当額の10年間補助等の定住化対策を積極的に展開する。
- ・民間活力を活用し、町有地へ賃貸住宅を整備することで、子育て世代の転出抑制及び都市部からの子育て世代の定住促進を図る。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
--------------	--------------	------	------	----

8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業		
	定住促進イベント実施、定住フェアへの参加	広島県交流・定住促進協議会主催の定住フェアへの参加や町主催のイベント実施	安芸太田町
	定住体験ツアー開催	定住体験会の開催（首都圏から）	安芸太田町
	定住促進 PR の充実	定住を促進するためサイトの充実やチラシの印刷などを行う	安芸太田町
	あきおおた暮らし・定住支援センター（仮称）の構築	定住に関する情報発信や移住後のサポートワンストップ窓口機能と、地域集落の生活支援機能を有する中間支援組織を設置・運営する	安芸太田町
	安芸太田町版「生涯活躍のまち」実現事業	町内に「小さな拠点」を形成し、エリア内の高齢者の生活支援や住民主体の活動をサポートする仕組みを構築、運営する。	安芸太田町
	高速道路通勤費補助	65歳以下の方で通勤で高速道路を利用する場合の通勤割引後の金額2分の1を助成	安芸太田町
	定住促進住宅奨励補助（若者住宅固定資産税補助）	家屋の固定資産税額の2分の1相当額を課税開始後10年間助成	安芸太田町
	民間活力賃貸住宅整備事業補助金	町有地を民間事業者へ無償で長期貸付を行い、民間が整備した住宅管理について補助金を交付	安芸太田町
	子育て世帯住宅新築改修助成	40歳以下の夫婦か12歳以下の子どもがいる世帯を対象とした新築及び住宅改修補助	安芸太田町
	Uターン世帯住宅改修助成	町内業者が施工する100万円以上の対象住宅の改修をされた方について85万円補助	安芸太田町
	自治振興会による空き家バンク登録に対する報償	自治振興会から紹介された空き家について1戸につき20,000円を助成する	安芸太田町
	定住促進空き家活用助成	空き家の改修等に要する費用を1/2（上限75万円）助成する	安芸太田町
	自治振興会に対する活動支援	48自治振興会に対し人口や世帯数等で算出した交付金を交付する	安芸太田町

地域おこし協力隊・集落支援員の活動	外部人材を活用した地域づくり、集落支援員を中心に地域支援を実施	安芸太田町	
ひろしま里山ウェーブ	首都圏のソーシャル人材と繋がることにより、地域づくりへの機運醸成や外部人材とのネットワーク化を図る	安芸太田町	
ひろしま里山交流プロジェクト	多様な地域づくりの取組みの認知促進と中山間地域への集客促進を図る	安芸太田町	
人権意識の醸成・啓発活動の実施	住民等への人権啓発事業の実施、人権啓発や擁護等に取り組む協議会や団体等への負担金・補助金の交付	安芸太田町	
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「8集落の整備」）	安芸太田町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

豊かな自然や歴史文化、人々の人情など、本町の地域特性を生かしたまちづくりを進めるなか、こうした魅力を生活の質の向上や魅力ある地域づくりに反映していくことが、これまで以上に求められている。

また、地域づくりに外部人材の有用性が高まっているなか、町の魅力や特性を踏まえた本町のイメージ向上を図り、町外の人材とつながる仕掛けや仕組みづくりが必要になっている。

そこで、地域内外に本町の魅力についての情報発信を進めるため、住民や各種団体等との連携により町の宣伝活動（タウンプロモーション）を進めていく。その上で、本町とのつながりをもつ機会に参画してもらう町内外の人材にとって、共通の「ふるさと意識」を醸成し、「訪れたい」「住みたい」と思われるまちづくりを進めていく。さらに、外部人材のネットワークを構築し、住民とともにまちづくりに参画、交流できる仕組みづくりを進めていく。

また、行政情報やまちづくり情報の公開・提供など、住民との信頼関係を高めていく上での基盤となる情報共有の取組みをこれまで以上に力を入れていく。

加えて、住民の声をもとにした、まちづくりの課題や提案を町政に反映させる広報・広聴機会の充実に取り組むとともに、政策決定にあたっての住民参画機会を確保する等、協働による行政運営を積極的に推進する。

過疎債ソフト分基金積立分については、各自立促進施策区分に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。

(2) その対策

- ・地域おこし協力隊等外部支援人材を積極的に活用し、課題解決に取り組む。
- ・町外在住の本町ファンによるネットワーク化を図るなど、地域外人材との交流を進める。
- ・誰もがわかりやすく、便利に行政情報を入手でき、気持ちよく窓口を利用できるよう行政サービスの向上に努める。

【一覧表】

事業計画（平成 28～令和 2 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	固定資産税相当助成、施設整備、新規雇用奨励金（企業誘致促進条例関係）	企業誘致の促進 町内雇用促進（支援策：固定資産に関する奨励金、新規雇用者に関する奨励金、設備取得に関する奨励金、土地取得に関する奨励金）	安芸太田町	【再掲】
	がんばるビジネス応援補助金事業	がんばるビジネス応援補助金により、町内での起業を商工会との連携などにより支援する体制の充実を図り、起業家育成の機会を創出する	安芸太田町	【再掲】
	新規就農者、認定農業者等の機械・施設導入支援	初期投資が課題となる新規就農者等設備導入を支援する	安芸太田町	【再掲】
	就農研修に対する支援（ひろしま活力農業研修）	広島市と連携して行う新規就農者育成のための研修	安芸太田町	【再掲】
	新規就農者に対する経営支援 【青年就農給付金】	国制度を活用し経営が不安定な新規就農者を支援する	安芸太田町	【再掲】
	祇園坊柿生産支援対策事業	祇園坊柿生産支援対策	安芸太田町	【再掲】
	祇園坊柿植栽更新苗木代助成	祇園坊柿の新植・更新の際の苗木購入補助を行い、素材生産増加を図る	安芸太田町	【再掲】
	新たな特産品開発支援（6次産業化支援事業）	町產品の付加価値化（6次産業化）を図る	安芸太田町	【再掲】
	祇園坊柿衛生管理支援（地方創生関連事業）	祇園坊柿加工品の生産衛生管理の向上について支援する	安芸太田町	【再掲】
	新たな特産品の開発支援事業	祇園坊柿高付加価値化や特産品開発支援	安芸太田町	【再掲】
	祇園坊柿買取補助金	祇園坊柿加工品の生産量拡大・素材確保を図るため買取補助を行う	安芸太田町	【再掲】
	地域商社あきおおた設立・運営事業	地域の資源を生かした‘都市部等との商い’活発化のための支援体制をつくり、仕事づくりをサポートする	安芸太田町	【再掲】
	野生鳥獣被害防止対策と獣肉活用	有害鳥獣被害防止施設補助、食肉加工施設運営費	安芸太田町	【再掲】
	有害鳥獣対策補助	野生鳥獣による農林水産被害を防止するための設備に対して支援	安芸太田町	【再掲】
	バッファゾーンの整備 (有害鳥獣対策)	有害鳥獣被害防止のための生活環境整備事業	安芸太田町	【再掲】
	農地の機能維持に向けた取組み支援 【転換水田】	水田の乾田化による農作業の省力化・転作作物導入を支援する	安芸太田町	【再掲】
	水田の機能維持支援 【畦畔改良整備事業】	水田の湛水機能及び省力化を支援する	安芸太田町	【再掲】
	営農団体育成事業	営農団体育成支援	安芸太田町	【再掲】

担い手に対する農地集積支援 【担い手遊休農地有効活用対策事業】	担い手の農地集積による大規模・効率的農業経営を支援する	安芸太田町	【再掲】
営農に必要な農業施設・機械等の整備支援（耐雪ハウス補助）	初期投資が課題となる新規就農者等設備導入を支援する	安芸太田町	【再掲】
生産指導全般に対する支援 【営農指導員補助金】	JAの行う営農指導員設置事業を支援する	団体	【再掲】
家畜診療所運営支援（家畜共済事業補助等）	家畜共済事業補助	安芸太田町	【再掲】
林地残材の搬出による利活用促進	林地残材搬出奨励金	安芸太田町	【再掲】
ペレットストーブ等設置補助	ペレットストーブ・薪ストーブの普及促進	安芸太田町	【再掲】
木質バイオマス（公共施設設置）	公共施設のペレットストーブ設置	安芸太田町	【再掲】
町内産材・製品（家具・木工製品）の活用促進、PR	町内産材利用促進事業	安芸太田町	【再掲】
木材高品質化	町内産材利用促進のための木のプレゼント事業	安芸太田町	【再掲】
公共施設での間伐材製品・建築材の利活用	地域産木材の利用拡大	安芸太田町	【再掲】
ひろしまの森づくり事業（松くい虫被害跡地整理）	松くい虫被害木処理事業	安芸太田町	【再掲】
ひろしまの森づくり事業	里山林整備事業、環境貢献林整備事業	安芸太田町	【再掲】
松くい虫、なら枯れの防除による保全	薬剤散布による病害虫防除事業	安芸太田町	【再掲】
流域森林整備事業	新植、下刈、枝打ち、除伐、間伐などの造林事業費の1割補助	安芸太田町	【再掲】
町有林の整備	再造林、搬出間伐	安芸太田町	【再掲】
漁協の生産活動支援	町内漁協の生産活動（放流事業）支援	安芸太田町	【再掲】
生産量の確保【漁協養殖施設改修補助】	町内漁協の新たな取組への支援	安芸太田町	【再掲】
新たな水産業の掘り起し	岡山理科大学との連携事業	安芸太田町	【再掲】
養殖種苗費補助事業	遊休農地対策及び新たな特産品としてホンモロコ養殖を支援する	安芸太田町	【再掲】
商工業振興支援補助事業	プレミアム付き商品券発行事業	安芸太田町	【再掲】
安芸太田町商工会の経営活動に対する支援	町内商工会員への経営指導	安芸太田町	【再掲】
商工会事業者事業資金に対する利子補給事業	安芸太田町商工会小規模事業者への利子補給制度	安芸太田町	【再掲】
観光パンフレットの印刷	町の魅力を十分に配信し、観光客等の来訪意欲を向上させる内容とする	安芸太田町	【再掲】
メディア、旅行代理店への情報発信	当町の戦略素材（観光・特産品・文化など）をターゲット市場に対し、売り込みを掛ける	安芸太田町	【再掲】

	冬季観光誘客の取り込み	冬季の観光客を誘致するために広島県北部地域で広域的に取り組む事業	安芸太田町	【再掲】
	観光イベントの支援	各種イベントによる観光宣伝事業を行うことで、地域の魅力を発信・周知し、県内外からの入込客の増加と地域活性化に努める	安芸太田町	【再掲】
	観光情報発信ツール整備	Wi-Fi 運用保守費	安芸太田町	【再掲】
	安芸太田町観光協会補助	安芸太田町観光協会が、町に「注目」「外貨」「知恵」を集める活動を積極的に行うための補助事業	安芸太田町	【再掲】
	安芸太田町観光ビジョンの策定	当町の中長期的な観光指針を作成する	安芸太田町	【再掲】
	森林セラピー事業の推進	森林セラピーを核にした健康に寄与する事業を町・事業者・近隣市町と連携して行う	安芸太田町	【再掲】
	教育旅行事業（人情田舎体験事業）の推進	生徒には、「心の教育効果」を住民には「地域の魅力の再発見による誇りの再生」を町には「経済活動を通じた地域活性化」という成果を享受できる「三方良し」の事業として取り組む	安芸太田町	【再掲】
	観光プロモーション実行委員会	官民一体となり「安芸太田町ブランド」を広く情報発信し、町の認知度・イメージの向上を図り、もって地域経済の振興と地域の活性化を目的に取り組む	安芸太田町	【再掲】
	無料職業紹介事業による雇用情報の提供、相談	雇用情報の収集や就職支援セミナーの開催。雇用情報の提供。	安芸太田町	【再掲】
	過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「1産業の振興」）	安芸太田町	【再掲】
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	太田川清流塾運営支援	太田川清流塾運営支援	安芸太田町	【再掲】
	アンジュビオレ広島を通じた横川地区との地域連携強化事業	横川商店街との連携による町のPRとアンテナショップの開設	安芸太田町	【再掲】
	地域交通運行事業（デマンドタクシー『あなたく』の運行）	デマンド型乗合タクシーの運行	安芸太田町	【再掲】
	多様な移動手段確保のための事業者支援	ボランティア輸送など、多様な主体による多様な移動手段確保を応援	安芸太田町	【再掲】
	路線バス運行支援	4条路線バス（広電バス）の運行補助	安芸太田町	【再掲】
	町内バス路線運行支援	代替バス（町内バス）の運行補助	安芸太田町	【再掲】
	観光客、町外者の幹線バス便利用促進	利用促進策の検討（地域公共交通網形成計画案の策定）	安芸太田町	【再掲】
	安芸太田病院交通アクセス向上調査・設計業務	安芸太田病院周辺バス停の新設及び再配置の検討	安芸太田町	【再掲】
	町出身者のネットワーク化	安芸太田町ファンクラブ設立過程で首都圏・関西圏の町出身者組織の設立	安芸太田町	【再掲】

	過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「2交通通信体系の整備及び～」）	安芸太田町	【再掲】
3 生活環境の整備	住宅改修工事に対する費用助成	住宅改修助成。自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事をする者に助成金（工事費の10%・最大10万円）を交付する。見込まれる事業効果は、地域経済の活性及び町民の住環境向上。	安芸太田町	【再掲】
	生活用水取水施設整備事業	水道未普及地域における取水施設整備に対する補助を行い、当該地域に安定した生活用水を供給する。（水道未普及地域の住民、水道組合への補助）	安芸太田町	【再掲】
	法定検査手数料等維持経費補助	合併浄化槽の法定検査費用を町が負担する。公共下水との格差是正を目的とする。	安芸太田町	【再掲】
	浄化槽維持管理費補助事業	浄化槽維持管理費補助	安芸太田町	【再掲】
	非常備消防（消防団）運営事業	消防団の充実強化	安芸太田町	【再掲】
	より安全な避難場所の確保・防災拠点施設（備蓄品含む）の整備	災害時に備えた、備蓄倉庫整備と防災備蓄品の計画的整備	安芸太田町	【再掲】
	自主防災組織育成支援	自主防災組織の組織率向上のため、設立支援補助を行う	安芸太田町	【再掲】
	消防団員活性化事業	新規消防団員増員のための活性化事業の展開	安芸太田町	【再掲】
	過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「3生活環境の整備」）	安芸太田町	【再掲】
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	公共交通機関の利用が困難な高齢者・重度身体障がい者に対する輸送支援	重度・重複障がい児特別支援学校高等部登下校支援事業	安芸太田町	【再掲】
	移送支援事業	移送支援事業（社協委託事業）	安芸太田町	【再掲】
	介護予防支援事業	介護予防支援事業所の運営と平成30年度から町実施となる介護予防事業全般	安芸太田町	【再掲】
	包括的支援事業	包括支援センターによる権利擁護、認知症支援、介護予防ケアマネジメント事業	安芸太田町	【再掲】
	在宅福祉事業（あんしん電話）	緊急通報装置（あんしん電話）の設置促進	安芸太田町	【再掲】
	町社会福祉協議会育成事業	町社会福祉協議会職員の人事費補助	安芸太田町	【再掲】
	ボランティアの育成（さんさんネット）	さんさんネット事業（社協助成事業）	安芸太田町	【再掲】
	介護人材確保・育成支援事業	町内の介護人材の確保・育成を目的に、資格取得や研修に対しその費用を助成する。	安芸太田町	【再掲】
	高齢者のタクシー利用助成（高齢者移動活発化補助）	65歳以上の高齢者（あなたく等エリア外）の移動活発化支援	安芸太田町	【再掲】
	過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「4高齢者等の保健及び～」）	安芸太田町	【再掲】

5 医療の確保	町立病院運営費支援	町立病院の安定的な運営に寄与するため、病院事業の運営に要する経費に対し補助金を交付する。(安芸太田病院、安芸太田戸河内診療所)	安芸太田町	【再掲】
	医療従事者の研修充実	医療従事者研修・医療従事者の技術向上のため	安芸太田町	【再掲】
	医療従事者の働きやすい環境整備、ホームページの作成	ホームページの更新・医療従事者確保のため	安芸太田町	【再掲】
	地域医療確保啓発事業	地域医療を守る啓発事業・シンポジウム等実施のため	安芸太田町	【再掲】
	救急勤務医確保事業	救急勤務医確保対策・医師確保による	安芸太田町	【再掲】
	医療スタッフ確保事業	医療従事者確保対策・都市部において募集活動	安芸太田町	【再掲】
	電子カルテ更新事業	電子カルテ更新・電子カルテ更新のため	安芸太田町	【再掲】
	広島県地域保健医療推進機構からの医師派遣	機構への負担金。医師派遣・広島県医師派遣。医師不足による。	安芸太田町	【再掲】
	医療ＩＣＴによる安佐市民病院との医療体制の強化	ＩＣＴによる医療情報共有・医療情報の提供による医療連携	安芸太田町	【再掲】
	ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク活用	ＩＣＴによる在宅医療情報の共有	安芸太田町	【再掲】
	広域連携による医療体制の強化（産科・小児医）	相談窓口の設置・患者の医療相談設置のため	安芸太田町	【再掲】
	福祉医療教育支援奨学金貸付	医師、看護師人材確保のため、医療奨学金の貸付事業を実施	安芸太田町	【再掲】
	福祉医療教育支援奨学金基金造成	医師、看護師等人材確保のため、医療奨学金の基金造成	安芸太田町	【再掲】
	福祉・医療関係奨励金事業	医師、看護師等人材確保のための奨励金事業	安芸太田町	【再掲】
6 教育の振興	過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「5 医療の確保」）	安芸太田町	【再掲】
	集会所等整備補助金	集会所等整備事業。安心安全な自治活動を行うために必要な改修等を補助する。	安芸太田町	【再掲】
	児童センター運営事業	放課後及び夏休み等の長期休業中ににおいて、児童に生活の場を提供し指導員の保護や支援のもとで、「生活」や「遊び」を通じて児童の心身ともに健全な育成を図るとともに保護者の就労と子育ての両立を支援する	安芸太田町	【再掲】
	加計高校を育てる会（教育支援事業）	町内唯一の高等学校である県立加計高校の生徒確保のため、魅力と特色のある学校づくりをめざし、「加計高校を育てる会」を通じた、学校に対する総合的な支援事業を行う	安芸太田町	【再掲】
	放課後子ども教室の運営	放課後子ども教室の推進	安芸太田町	【再掲】
	総合型地域スポーツクラブ設立準備	総合型地域スポーツクラブの設立	安芸太田町	【再掲】
	スポーツイベントの開催	スポーツ、レクリエーション活動への参加機会の充実	安芸太田町	【再掲】

	全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会	全国規模大会の継続開催	安芸太田町	【再掲】
	生涯学習推進事業	公民館講座の実施	安芸太田町	【再掲】
	英語教育の充実	外国語指導助手	安芸太田町	【再掲】
	学校 I C T 整備事業	町内小中学校の I C T 環境整備	安芸太田町	【再掲】
	過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「6 教育の振興」）	安芸太田町	【再掲】
7 地域文化の振興等	文化財保護活用事業	文化財の保存、伝承及び活用等	安芸太田町	【再掲】
	過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「7 地域文化の振興」）	安芸太田町	【再掲】
8 集落の整備	定住促進イベント実施、定住フェアへの参加	広島県交流・定住促進協議会主催の定住フェアへの参加や町主催のイベント実施	安芸太田町	【再掲】
	定住体験ツアー開催	定住体験会の開催（首都圏から）	安芸太田町	【再掲】
	定住促進 PR の充実	定住を促進するためサイトの充実やチラシの印刷などを行う	安芸太田町	【再掲】
	あきおおた暮らし・定住支援センター（仮称）の構築	定住に関する情報発信や移住後のサポートワンストップ窓口機能と、地域集落の生活支援機能を有する中間支援組織を設置・運営する	安芸太田町	【再掲】
	安芸太田町版「生涯活躍のまち」実現事業	町内に「小さな拠点」を形成し、エリア内の高齢者の生活支援や住民主体の活動をサポートする仕組みを構築、運営する。	安芸太田町	【再掲】
	高速道路通勤費補助	65 歳以下の通勤で高速道路を利用する場合の通勤割引後の金額 2 分の 1 を助成	安芸太田町	【再掲】
	定住促進住宅奨励補助（若者住宅固定資産税補助）	家屋の固定資産税額の 2 分の 1 相当額を課税開始後 10 年間助成	安芸太田町	【再掲】
	民間活力賃貸住宅整備事業補助金	町有地を民間事業者へ無償で長期貸付を行い、民間が整備した住宅管理について補助金を交付	安芸太田町	【再掲】
	子育て世帯住宅新築改修助成	40 歳以下の夫婦か 12 歳以下の子どもがいる世帯を対象とした新築及び住宅改修補助	安芸太田町	【再掲】
	U ターン世帯住宅改修助成	町内業者が施工する 100 万円以上の対象住宅の改修をされた方について 85 万円補助	安芸太田町	【再掲】
	自治振興会による空き家バンク登録に対する報償	自治振興会から紹介された空き家について 1 戸につき 20,000 円を助成する	安芸太田町	【再掲】
	定住促進空き家活用助成	空き家の改修等に要する費用を 1/2 （上限 75 万円）助成する	安芸太田町	【再掲】
	自治振興会に対する活動支援	48 自治振興会に対し人口や世帯数などで算出した交付金を交付する	安芸太田町	【再掲】

地域マスターPLANの実現支援	自治機能の維持、または機能強化を図り、地域づくり活動の支援を行う	安芸太田町	【再掲】
防犯灯設置等補助金	安心安全な自治活動を行うために必要な改修等を補助する	安芸太田町	【再掲】
新・個性ある地域づくり事業	町内で個性ある地域活動を推進する組織に対して1/2（10万円）助成する	安芸太田町	【再掲】
域学連携による地域支援事業	大学（学生）のシーズと地域（住民）を繋げ地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組むことにより、地域の活性化や人材育成を図る	安芸太田町	【再掲】
地域おこし協力隊・集落支援員の活動	外部人材を活用した地域づくり、集落支援員を中心に地域支援を実施	安芸太田町	【再掲】
ひろしま里山ウェーブ	首都圏のソーシャル人材と繋がることにより、地域づくりへの機運醸成や外部人材とのネットワーク化を図る	安芸太田町	【再掲】
ひろしま里山交流プロジェクト	多様な地域づくりの取組みの認知促進と中山間地域への集客促進を図る	安芸太田町	【再掲】
人権意識の醸成・啓発活動の実施	住民等への人権啓発事業の実施、人権啓発や擁護等に取り組む協議会や団体等への負担金・補助金の交付	安芸太田町	【再掲】
過疎地域自立促進特別事業基金造成	基金造成（※自立促進施策区分「8集落の整備」）	安芸太田町	【再掲】